

# 鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題 (V)

— 1歳6か月児健康診査—

## A Study on Effective Measures of Early Detection, Diagnosis and Developmental Intervention for Disabled Infants in Tottori Prefecture, Japan (V)

—Health Examination for 18 Month-old Infants—

|         |   |   |   |      |
|---------|---|---|---|------|
| 障害児教育教室 | 渡 | 部 | 昭 | 男*   |
|         | 田 | 丸 | 尚 | 美**  |
|         | 角 | 本 | 典 | 子*** |

1. 健診の運営
2. 健診状況、結果の協議、追跡状況
3. 県下統一の「1歳6か月児健診票」
4. 1歳6か月児健診の強化策

障害の早期発見・早期対応を推進する上で重要な母子保健システムに、1歳6か月児健康診査(以後、1・6健診)がある。1・6健診は、1977年の厚生省通知「1歳6か月児健康診査の実施について」を受けて、それまで保健所が実施してきた3歳児健診に加えて、市町村を実施主体として全国レベルで開始された健診である。そして、周知のように、「幼児初期の身体発育、精神発達面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6か月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る」(1977年厚生省通知)ことを目的としており、今日、3歳児健診にも増して、障害の早期発見・早期対応の役割が期待されている。

この1・6健診は、1977年通知後10年を経た1987年には、「身体発育及び精神発達面での総合的健康診査として、より一層の充実を図る」為に、「1歳6か月児健康診査の強化について」という厚生省通知が新たに出されて、全国的にみても、そのシステムの一層の充実が図られようとしている。

ところで、鳥取県においても、1・6健診が1977年通知を受けて市町村を実施主体として開始された経緯は他県と大差はなく、県下39市町村の全てにおいて1・6健診が実施されるようになったのは1981年以降である。しかし、鳥取県の1・6健診が他県と大きく異なるのは、全県的なシ

\* Akio Watanabe : Department of Special Education, Faculty of Education, Tottori University

\*\* Naomi Tamaru : 鳥取大学教育学部非常勤講師

\*\*\* Noriko Kakumoto : 鳥取県立保育専門学院非常勤講師

テム化の努力が払われた点である。すなわち、鳥取県下の健康・疾病問題に総合的に対応するために、鳥取県医師会、鳥取大学医学部、鳥取県衛生環境部の三者が協力して1971年に設けられていた「鳥取県健康対策協議会」が中心になって、1・6健診の開始に際して市町村任せにするのではなく、鳥取県全体としてのシステム化に取り組んだのであった。

第1は、県下統一の「1歳6か月児健康診査票」を1983年度から使用開始し、3歳児健診との関連を図りつつ、各市町村の行う1・6健診の水準を全県的に高め、確保することが企図された。第2は、1979～1984年度の間にかけて県下の5保健所において発達クリニックを開始し、県と市町村との連携の下に、「1・6健診一保健所発達クリニック一専門機関」という事後措置システムを確立することであった（第Ⅲ報）。

本稿は、「鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題」研究の第Ⅴ報<sup>1)</sup>として、上記のような意義と優れた特色を持つ鳥取県下の1・6健診に焦点を当てて、県下39市町村における実態を把握し、その到達点と課題について若干の考察を行うものである。

実態調査は、「1歳6か月児健康診査に関する実態調査一市町村調査票一」（調査票は省略、文中に適宜掲載）を、鳥取県下39市町村の各市町村長、1歳6か月児健康診査担当課・係長及び同保健婦の連名宛で、依頼状とともに1989年6月5日付けで郵送し、6月30日までに回答を依頼した（回答の督促を、7月5日付け及び7月19日付けで葉書にて2回行った）。その結果、39市町村の全てから有効回答を得た（有効回答率100%）。直接の記入者の多く（保健婦名が明記されていたのは36市町村、92.3%）は、現場の市町村保健婦であった。（以上、渡部）

## 1. 健診の運営

### 1. 実施の時期、対象児（調査項目B-1）（表1-1）

#### （1）実施の時期

1・6健診は県下39の全市町村で行われているが、その実施の時期と回数は表1-1に示されているように、各市町村により多様な取り組み方がなされている。年間の実施月数を見ると、3か月毎実施が28町村（71.8%）と大半を占め、2か月毎実施が5町（12.8%）、不定期に年に9回、10回、11回実施が各1町ずつで、毎月実施しているのは倉吉市、米子市、鳥取市である。実施月の健診日数は鳥取市の3日、倉吉市、米子市、気高町の3市町の2日以外は全市町村1日だけである。そこで、年間の健診の総回数は、4回行うところが27町村（69.2%）、6回が5町（12.8%）、8回が気高町、9回が船岡町、10回が若桜町、11回が境港市、24回が米子市と倉吉市、36回が鳥取市になっている。

これを、第Ⅰ報と比較してみると、この2年間に7市町村（17.9%）で1・6健診の回数に変化がみられた。気高町は健診日を月1日から2日に増やして4回から8回に、船岡町は4回から9回に、若桜町は4回から10回に、八東町、西伯町は4回から6回に、境港市は6回から11回に増加しており、大栄町だけは5回から4回に減少している。表1-1からはこの経緯は読み取れないので、それらの市町村それぞれに増加あるいは減少した理由と、その時期について、改めて電話で確認してみたところ、以下のような回答を得た。

境港市では、市内に歯科医が増え、健診に協力を得やすくなったこと、また、1987年の厚生省通知「1歳6か月児健康診査の強化について」を受けて、1988年度には年12回行う予定にしたが結局11回しかやれなかったという。年6回だった健診の折には、毎回、8人の保健婦が70～80人の児の

表1-1 健診実施の時期、対象児

(1988年度)

| 保健所     | 児童相談所 | 福祉事務所 | 項目<br>市町村 | 健診日             |                  |                            |           | 対 象 児                      |                         |                   |          |
|---------|-------|-------|-----------|-----------------|------------------|----------------------------|-----------|----------------------------|-------------------------|-------------------|----------|
|         |       |       |           | 年次<br>間施の<br>月数 | 実施日<br>月数の<br>回数 | 健診日の定例化                    |           | 呼び出す対象児の月齢(満月齢)の基準         | 分<br>類                  | 健診時点での<br>実際の月齢の幅 |          |
|         |       |       |           |                 |                  | して<br>いる                   | して<br>いない |                            |                         |                   |          |
| 鳥取(R2)  | 中央郡   | 東部    | 鳥取市       | 12              | 3                | 36                         | ○         |                            | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児  | ③                 | 1:6~1:7  |
|         |       |       | 国府町       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診月に満1:6~1:8か月の誕生日を迎えた児 | ①                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 岩美町       | 6               | 1                | 6                          |           | ○                          | 健診月で1:6~1:7か月になる児       | ①                 | 1:5~1:7  |
|         |       |       | 福部村       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診月の2か月前に1:6か月の誕生日を迎えた児 | ①                 | 1:6*~1:8 |
|         |       |       | 気高町       | 4               | 2                | 8                          |           | ○                          | 健診月に1:6、1:7、1:8か月を迎えた児  | ①                 | 1:5*~1:8 |
|         |       |       | 鹿野町       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診日までに1:6か月の誕生日を迎えた児    | ②                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 青谷町       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診当日に1:6~1:8か月を迎えた児     | ②                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 郡家町       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診月日にあわせて1:6~1:8か月児     | ②                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 船岡町       | 9               | 1                | 9                          | ○         |                            | 健診日に1:6~1:8か月になっている児    | ②                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 河原町       | 4               | 1                | 4                          |           | ○                          | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児  | ③                 | 1:6~1:8* |
|         |       |       | 八東町       | 6               | 1                | 6                          | ○         |                            | 満1:6~1:8か月児             | ②                 | 1:6~1:8  |
|         |       |       | 若桜町       | 10              | 1                | 10                         | ○         |                            | 健診日の前日までに1:6か月の誕生日を迎えた児 | ②                 | 1:6~1:7  |
|         |       |       | 用瀬町       | 4               | 1                | 4                          | ○         |                            | 健診日までに1:6~1:8か月になった児    | ②                 | 1:6~1:8  |
| 佐治村     | 4     | 1     | 4         | ○               |                  | 健診月の前の月に1:6~1:8か月の誕生日を迎えた児 | ③         | 1:6~1:8*                   |                         |                   |          |
| 智頭町     | 4     | 1     | 4         | ○               |                  | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児     | ③         | 1:6~1:8*                   |                         |                   |          |
| 倉吉(R4)  | 吉部    | 倉吉市   | 12        | 2               | 24               | ○                          |           | 健診月に1:6か月の誕生日を迎えた(迎える)児    | ①                       | 1:6*~1:8*         |          |
|         |       | 羽合町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児     | ③                       | 1:6~1:8*          |          |
|         |       | 泊村    | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 実施日を基準として1:6~1:8か月児を対象とする  | ②                       | 1:5*~1:8          |          |
|         |       | 東郷町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 1:6~1:8か月に到達する月            | ②                       | 1:6*~1:8          |          |
|         |       | 三朝町   | 6         | 1               | 6                | ○                          |           | 健診月の健診日に1:6か月の誕生日を迎える児     | ②                       | 1:6~1:7           |          |
|         |       | 関金町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児     | ③                       | 1:6~1:9           |          |
|         |       | 北条町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 1:6、1:7、1:8か月              | ②                       | 1:6~1:9           |          |
|         |       | 大栄町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月に1:6~1:8か月になる児          | ①                       | 1:5~1:8           |          |
|         |       | 東伯町   | 6         | 1               | 6                | ○                          |           | 健診月と前の月に1:6か月の誕生日を迎えた(る)児  | ①                       | 1:5~1:7*          |          |
| 赤碕町     | 4     | 1     | 4         |                 | ○                | 健診月に1:6~1:8か月の誕生日を迎えた児     | ①         | 1:5~1:8                    |                         |                   |          |
| 米子(UR2) | 西部    | 米子市   | 12        | 2               | 24               | ○                          |           | 1:6か月になった次の月               | ③                       | 1:6~1:7           |          |
|         |       | 境港市   | 11        | 1               | 11               | ○                          |           | 健診月の前の月に1:6か月の誕生日を迎えた児     | ③                       | 1:6~1:7           |          |
|         |       | 西伯町   | 6         | 1               | 6                | ○                          |           | 健診月の前月に1:6~1:7か月に達する児      | ③                       | 1:6~1:8           |          |
|         |       | 会見町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月に1:6~1:8か月に達する児         | ①                       | 1:5~1:8           |          |
|         |       | 岸本町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月の前月に1:6か月の誕生日を迎えた児      | ③                       | 1:6~1:8*          |          |
|         |       | 日吉津村  | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診前日までに1:6か月の誕生日を迎えた児      | ②                       | 1:6~1:8           |          |
|         |       | 淀江町   | 4         | 1               | 4                | ○                          |           | 健診月の前月末で1:6~1:8か月になった児     | ③                       | 1:6~1:9           |          |
|         |       | 大山町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月に1:6~1:8か月児を対象          | ①                       | 1:6*~1:8          |          |
|         |       | 名和町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月に1:6~1:8か月              | ①                       | 1:6*~1:8          |          |
|         |       | 中山町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診日の前に1:6か月の誕生日を迎えた児       | ②                       | 1:6~1:9*          |          |
|         |       | 日南町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診当日までに1:6か月の誕生日を迎えた児      | ②                       | 1:6~1:9*          |          |
| 根雨(S)   | 子部    | 日野町   | 4         | 1               | 4                |                            | ○         | 健診月の前の月に1:6~1:8か月の誕生日を迎えた児 | ③                       | 1:6~1:9           |          |
|         |       | 江府町   | 4         | 1               | 4                | ○                          |           | 健診月に1:6~1:8か月の誕生日を迎える児     | ①                       | 1:6*~1:8          |          |
|         |       | 溝口町   | 4         | 1               | 4                | ○                          |           | 満1:6~1:8か月、月の誕生日が来ない児は次回へ  | ②                       | 1:6~1:8           |          |

注 \*は「呼び出す対象児の月齢の基準」の表記から考えると「健診時点での実際の月齢の幅」に別の可能性があると思われるもの

健診にあたり、「ただ、流して終わる実状」だったが、それが改善された。1989年度以降は年12回やる予定であるという。

今回の調査では1・6健診の回数が増えたことになっているが、実際は以前と変更がないとの回答を気高、船岡、八東町から受けた<sup>2)</sup>。大栄町は、1986年は5回やったが、それは、その年の出生児数が多く、健診対象児が30人以上になる月がでたので応急的に1回増やした。が、あくまでその年だけで、原則は以前から4回だという。

西伯、若桜町からは、1・6健診の回数を一旦は増加させたが、また以前通りの年間4回に戻したとの回答を得た。西伯町はこの調査の年（1988年）には確かに、2歳児健診とセットで回数を4回から6回に増やしたが、医師や保健婦から1歳6か月児と2歳児を同一時には判定、指導しにくいとの声があり、1989年度から以前通りの4回に戻したそうである。若桜町では1988年度には母子担当の保健婦も増え、乳児健診や3歳児健診と抱き合わせにして1・6健診を10回やった。しかし、他の健診と一緒に健診のポイントが増えて児の発達を正確におさえることが難しく、まとめた方がいいとの意見が出た結果、1989年度からまた年間4回に戻したのだという。

こうしてみると、健診回数が実質的に増えたのは境港市だけである。そして健診回数を増加できた直接的な要因は、歯科医師の確保であり、その結果、一回当たりの対象児数を減らすことができ、ゆとりと実質のある健診も手にしている。

一旦、健診回数を増やしながらかつて再びもとの年間4回に戻した西伯、若桜の2町の回答からは、ただ、回数を増やすことを中心に1・6健診と他健診を同時に実施すると、それぞれの児の発達のポイントを見極めることの困難性が訴えられて、結局、1回の健診においては対象児の年（月）齢幅を狭めることの重要性が浮かび上がってくる。

各市町村において、健診回数を変えてみたり、他健診との組み合わせを考慮してみたりと、色々な工夫が重ねられているが、十分なスタッフのもとで、児の発達を正確に把握し障害を早期に発見できうる年（月）齢幅をもった健診態勢を整備することが望まれる。

健診日を定例化しているのは39市町村中14市町村（35.9%）で、していないほうが25市町村（64.1%）と多く、3分の2を占めている。概して、健診の回数が多いところで定例化している傾向がみられるが、健診回数8回の気高町、11回の境港市、12回の米子市では定例となっていない。境港市は歯科検診の都合から木曜日にはきまっているが、3歳児健診を中心に考えるので第何週になるかはわからないという。定例化している割合は東部圏域で7市町村（46.7%）と高く、特に郡家保健所管内では8町村中6町村（75.0%）が健診日を定例化させている。中部圏域は10市町村中3市町（30.0%）、西部圏域は14市町村中4町（28.6%）が定例化し、東部圏域に比べると低い。

## （2）対象児

呼び出す対象児の月齢（満月齢）の基準については表1-1に見られるように、多彩な表現を用いてその基準が示された。1・6健診というからには、できるだけ月齢の幅を狭くして、満1歳6か月に健診を受けられることが望まれる。厚生省は1977年の「1歳6か月児健康診査の実施について」の通知で、「診査の性質上満1歳6か月に達し、1歳8か月を越えない範囲で行われることが望ましい」としているが、それに合わせての各市町村の配慮が読みとれる。一口に1歳6か月児といっても、健診日を月の上・中・下旬のいつ頃、何日に設定するかということと、健診の実施回数の幅（2か月毎、3か月毎等）とで月齢にズレが出てくる。そこで、ここでは重ねて、健診当日時点での実際の月齢の幅もたずねてみた。

健診対象児の設定の基準の表記は大きく3つに分けられるようである。3か月毎、年4回の健診

を行う場合の呼び出し対象児の月齢の基準表記と、健診時点の実際の月齢幅をあげて見ると以下のようになる。

- ① 健診月に1歳6か月～1歳8か月になる児……………実際の月齢幅 1：5～1：8
- ② 健診日までに1歳6か月～1歳8か月の誕生を迎えた児……………1：6～1：8
- ③ 健診の前月に1歳6か月～1歳8か月の誕生を迎えた児……………1：6～1：9

各市町村の設定基準の表記は、①と③が12市町村ずつで、②は15町村であってほぼ3分化しており、強いて傾向を見ると、東部圏域では②が15町村中7町村(46.7%)、西部圏域では③が14市町村中6市町(42.6%)と比較的多かった。

表1-1では「呼び出す対象児の月齢の基準」と「健診時点での実際の月齢の幅」を回答通りに記載し、健診日と生年月日間のズレから、健診時点での実際の月齢幅に、回答とは別の可能性があるのではないかと考えられる場合に\*印をつけ、また、上記の分類に従って、各市町村の表記を①・②・③に分けたものを併記した。

健診を実施する月の回数を多くするほど、対象児の月齢幅を狭く指定でき、健診に携わるスタッフが軽度の発達の遅れや障害でも洩れなくチェックできる利点がある。しかし、各市町村の対象児の人数の問題やスタッフの陣容によってそれは必ずしも可能でなく、現実的な対応がとられることになる。結局、国基準の3か月幅に合致するように1・6健診を3か月毎実施しているところが39市町村中28町村(71.8%)にのぼる。その対象児の呼び出し基準は、ひとまず1歳6か月～1歳8か月におさえていることになっているが、健診時点での実際の月齢幅は一町村でも3か月～4か月の幅があり全体を見ると表1-1にみられるように1歳5か月～1歳9か月までにまたがることになる。さらに健診当日、未受診で、再呼び出しをすることになったり、他の月齢の健診とセットにすると、もっと月齢幅が広がる心配も生じてしまい、このあたりに現在の実施の状況の問題があると思われる。

## 2. 健診の方法 (調査項目B-2) (表1-2) (図1-1)

### (1) 健診のセット形態、受診児数

1・6健診の当日、その日や時間が1・6健診のためだけに設定されているのは39市町村中19市町村(48.7%)と約半数である。この単独に1・6健診を行うのは中部圏域では10市町村中7町(70.0%)と高く、ついで西部圏域は14市町村中7市町(50.0%)であり、東部圏域では14市町村のうち5町(35.7%)にすぎない。

1・6健診の際に、その他の年(月)齢の健診・相談等も同時に行っている所は15市町村あるが、流れを別にしてしているのは倉吉市の「すすく相談(精神発達、しつけ面で問題があるものを対象に心理判定員が助言・指導)」だけで、その他の14町村は1・6健診と区分しないで受付や問診も同じ流れで実施している。この並行実施は東部圏域で9町村(60.0%)と多く、中部、西部圏域では3市町村ずつと少ない。同時に行われる健診は、乳児健診から2歳児健診、3歳児健診までにわたる広い年齢層を対象としている。なかでも3歳児健診および3歳児健診未受診者を対象としたものが比較的多い。

1・6健診当日に時間帯を分けてその他の健診を行っているのは用瀬、岸本、淀江、大山、名和の5町で、うち4町は西部圏域である。これらの町では午前と午後に時間帯を分け、乳児健診と組み合わせている4町は午前に乳児健診を、午後に1・6健診を設定しており、淀江町では1・6健診を午前に、午後には3歳児健診をセットして、それぞれ児の年齢を考慮した工夫がみられる。

1・6健診とその他の健診の1回当たりの受診児数を見ると(表1-2), 1・6健診では5人~59人の広がりがあり, 受診児10~19人が17町村(43.6%)と一番多く, 次が20~29人の12市町(30.8%), 10人未満は船岡, 若桜, 佐治の3町村(7.7%), 30人以上は鳥取, 青谷, 河原, 八東, 智頭, 米子, 境港の7市町(17.9%)である。

健診のセット形態と受診児数との関連を見ると, 単独実施では11~59人, 並行実施は5~33人, 分離実施は13~21人の幅があった。受診児数9人までは他健診を並行実施しているが, 10人を少し越えただけで単独実施をしているのが3町(関金, 会見, 江府)ある。時間帯を分離して実施している5町(用瀬, 岸本, 淀江, 大山, 名和)は比較的, 対象受診児数や分離健診の対象児数が多い。しかし, 並行実施の場合, 同時に行うその他の健診は2~30人の幅でやっており, 1・6健診と合わせると16~48人に及んでいる。これらのことから健診のセット形態は受診児数による所も大きい, 単に受診児数だけの問題ではないと推測される。

健診にあたる保健婦数(市町村保健婦および保健所保健婦)は大半の市町村が3, 4人であるが15人の受診児に4人の保健婦の日南町から, 40人の児に2~3人の保健婦が対応する日吉津村まで開きが大きい。

1・6健診にその他の年(月)齢児の健診を組み合わせて集中的に実施することには長短両要素があると思われる。長所としては, 一回の健診で兄弟姉妹が同時に受けられること, また, 多忙なスタッフを短時間の拘束で有効に活用できるという全体的な業務配慮も考えられる。一方, 同じ日の同じ健診の流れに乳児から3歳児まで幅広く包含すると, 健診にあたる者にとって, 月齢の近い児の発達の微妙な差異を正確に見極めることは困難を増すであろうし, 忙しい流れの中で, 障害や発達の遅れを見過ごす危険もないとはいえない。手近で簡単な対応として, 複数の保健婦がいれば, たとえ同じ時間帯であっても, 1歳6か月児の健診にあたる人, 乳児を受け持つ人というように流れを区分することは可能であり, それだけ健診の質も幾分か高まるのではなかろうか。

## (2) 健診業務時間

1・6健診の健診時間の主流は午後型で31市町村(79.5%)で実施されているが, その中でも, 午前に準備を行い, 午後健診をするタイプが25市町村(64.1%)と多い。午前型は4町村, 東部圏域の佐治村, 智頭町, 西部圏域の日南, 溝口町である。また, 午前と午後にかけて健診の行われる一日型は中部圏域の倉吉市と西部圏域の日吉津村, 淀江, 中山町の4市町村で行われている。1・6健診が乳児健診と組まれている時には乳児健診は午前に, 1・6健診が午後で廻るのはやむを得ないと思われる。しかし, 1歳6か月児の生活リズムを考えると, まだ昼寝も必要であろうし, 午前の健診のほうが望ましいはずだが, 準備やスタッフの都合もあってか, 現状の健診時間は午後型に傾いている。午前型, 午後型, 一日型の典型的なモデルを図1-1に示してみた。

保健婦の健診場面での業務時間の割りぶりを見てみると(表1-2), 総業務時間(これには昼休憩や中断時間等も含まれる場合も多いが)は6時間台が一番多く15市町村(38.5%), 次が4時間台の8町村(20.5%), 3番目が5時間台の6町(15.4%), 長い所では7時間台が4市町(10.3%), 8時間台が郡家, 八東, 淀江, 大山の4町であり, 平均すると5.7時間を1回の健診にかけている。細かい業務の内わけを見ると, 準備には0.5時間から3時間までの幅があり, 1時間が22市町村(56.4%)で最も多いが, 前日からかかっている所もある。受付は0.5~2.5時間の幅で, 最も多いのが1時間で22市町村(56.4%)。問診は0.5~2.5時間の幅で, 1.5時間14町村(35.9%), 2時間も14市町。指導は1~3時間の幅で2時間15市町村(38.5%), 1.5時間13町村(33.3%)である。問診と指導は同じ時間をかけるか指導の方がやや長い傾向があるが, しかし, 指導のほうが短い市町村も5つある

表1-2 健診の方法

(1988年度)

| 保健所                          | 児童相談所 | 福祉事務所 | 項目<br>市町村 | 同時に 行 う 健 診 |                    |         |                    | 1回当たりの受診児、保健婦数              |                      | 健 診 業 務 時 間 |         |       |       |           |     |     |     |     |                     |                   |     |
|------------------------------|-------|-------|-----------|-------------|--------------------|---------|--------------------|-----------------------------|----------------------|-------------|---------|-------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|---------------------|-------------------|-----|
|                              |       |       |           | な し         | 並 行 実 施<br>別 の 流 れ | 同 じ 流 れ | 分 離 実 施            | そ の 名 称                     | 1月<br>歳児<br>6健<br>か診 | そ の 他 診     | 保 健 婦 数 | タイプ   |       | 総 業 務 時 間 | 準 備 | 受 付 | 問 診 | 指 導 | カン<br>ファ<br>レン<br>ス | か<br>た<br>ず<br>け  | 備 考 |
|                              |       |       |           |             |                    |         |                    |                             |                      |             |         | 午 前 型 | 午 後 型 |           |     |     |     |     |                     |                   |     |
| 鳥取<br>(R2)<br>郡<br>家<br>(L5) | 中央部   | 鳥取    | 鳥取市       | ○           |                    |         |                    |                             | 48                   |             | 7       | ○     | 6     | 0.5       | 1.5 | 2   | 2.5 | 1.5 | 0.5                 | 時間                |     |
|                              |       |       | 国府町       | ○           |                    |         |                    |                             | 28                   |             | 3       | ○     | 6     | 1         | 1   | 1.5 | 2.5 | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 岩美町       | ○           |                    |         |                    |                             | 28                   |             | 4       | ○     | 6.5   | 1         | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 0.5 | 1                   |                   |     |
|                              |       |       | 福部村       |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診                       | 13                   | 12          | 3       | ○     | 6     | 1         | 1   | 1.5 | 2   | 1   | 0.5                 | 台帳記入0.5           |     |
|                              |       |       | 気高町       |             | ○                  |         |                    | 前回の1:6健診に欠席した児              | 16                   | 2~3         | 2~3     | ○     | 4.5   | 1         | 0.5 | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 鹿野町       |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診                       | 15                   | 11          | 3       | ○     | 5     | 1         |     | 2   | 1.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 青谷町       |             | ○                  |         |                    | 3健の未受診者                     | 30*                  | 5           | 3       | ○     | 6     | 1         | 2.5 | 2   | 3   | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 郡家町       |             | ○                  |         |                    | 3健の未受診者                     | 28*                  | 2~3         | 3       | ○     | 8     | 2         | 1   | 1.5 | 2.5 | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 船岡町       |             | ○                  |         |                    | 乳児健診(4, 7, 10か月)            | 5*                   | 18          | 3       | ○     | 6     | 1         | 1   | 2   | 2   | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 河原町       |             | ○                  |         |                    |                             | 31*                  |             | 3       | ○     | 5.5   | 1         | 1   | 2   | 2   | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 八東町       |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診                       | 33*                  | 15          | 3~4     | ○     | 8     | 3         | 1   | 1   | 2   |     |                     | 0.5               |     |
|                              |       |       | 若桜町       |             | ○                  |         |                    | 3~4か月, 6~7か月, 9~10か月児健診     | 7                    | 13          | 3       | ◎     | 4     |           | 1   | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 用瀬町       |             | ○                  |         |                    | 乳児(2, 4, 7, 10か月児)健診, 経過観察児 | 13                   | (18)        | 3~4     | ○     | 6     | 1         | 1   | 1.5 | 1.5 | 1   | 1.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 佐治村       |             | ○                  |         |                    | 乳児(4, 7, 10, 12か月児)健診       | 8*                   | 8           | 3~4     | ○     | 4     | 0.5       | 0.5 | 0.5 | 1.5 | 1   | 0.5                 | 準備は前日に殆ど          |     |
| 智頭町                          |       | ○     |           |             |                    | 30*     |                    | 4                           | ○                    | 4           | 1       | 1.5   | 2     | 2         | 0.5 | 0.5 |     |     |                     |                   |     |
| 倉吉<br>(R4)                   | 倉吉部   | 倉吉    | 倉吉市       | ○           |                    |         | すくすく相談(心理判定員の助言指導) | 25                          | 2                    | 4~5         | ○       | 7.5   | 2.5   | 1         | 2   | 2   | 0.5 | 0.5 | 事前カンファレンス0.5        |                   |     |
|                              |       |       | 羽合町       | ○           |                    |         |                    | 25*                         |                      | 3           | ◎       | 4     |       | 1         | 1   | 2   | 0.5 | 1   | 受付0.5ずつ2回           |                   |     |
|                              |       |       | 泊村        |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診, 2歳児歯科検診              | 10                   | 16          | 3       | ◎     | 4     | 0.5       | 2   | 1.5 | 0.5 | 0.5 |                     |                   |     |
|                              |       |       | 東郷町       |             | ○                  |         |                    |                             | 18                   |             | 2       | ○     | 6     | 1         | 1   | 2.5 | 2.5 | 0.5 | 1                   | 計測1               |     |
|                              |       |       | 三朝町       |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診                       | 16*                  | 14          | 5       | ○     | 6.5   | 1         | 1   | 2   | 1.5 | 0.5 | 1                   |                   |     |
|                              |       |       | 関金町       |             | ○                  |         |                    |                             | 12*                  |             | 3       | ◎     | 4     | 1         | 1   | 1.5 | 1.5 | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 北条町       |             | ○                  |         |                    |                             | 20*                  |             | 3       | ○     | 7     | 2         | 1   | 1.5 | 2.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 大栄町       |             | ○                  |         |                    |                             | 27*                  |             | 2~3     | ○     | 6     | 1         | 1   | 2   | 2   | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 東伯町       |             | ○                  |         |                    |                             | 23                   |             | 4       | ○     | 5.5   | 0.5       | 1   | 1.5 | 1.5 | 1   | 0.5                 | 診察介助1.5           |     |
|                              |       |       | 赤碕町       |             | ○                  |         |                    |                             | 24                   |             | 3       | ○     | 6     | 2         | 1   | 2   | 1.5 | 1   | 2                   |                   |     |
| 米子<br>(UR2)<br>根雨<br>(S)     | 米子部   | 米子    | 米子市       | ○           |                    |         |                    | 59                          |                      | 10~11       | ○       | 6.5   | 1.5   | 1         | 2.5 | 2   | 0.5 | 0.5 | 診察介助2               |                   |     |
|                              |       |       | 境港市       | ○           |                    |         |                    | 36*                         |                      | 5           | ○       | 6     | 1     | 1.5       | 2   | 2   | 1   | 0.5 |                     |                   |     |
|                              |       |       | 西伯町       |             | ○                  |         |                    | 2歳児健診                       | 13                   | 13          | 3       | ○     | 7     | 1         | 1   | 2   | 2   | 1   | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 会見町       |             | ○                  |         |                    |                             | 11                   |             | 2       | ○     | 5.5   | 1         |     | 1.5 | 1.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 岸本町       |             | ○                  |         |                    | 乳幼児(4, 6, 11, 13か月児)健診      | 16*                  | (18)        | 4       | ◎     | 4     |           | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 0.5 | 0.5                 |                   |     |
|                              |       |       | 日吉津村      |             | ○                  |         |                    | 乳児(2~11か月児)健診               | 10                   | 30          | 2~3     | ○     | 6     | 1         |     | 1.5 | 1.5 | 1   | 1                   |                   |     |
|                              |       |       | 淀江町       |             | ○                  |         |                    | 3歳児健診                       | 21                   | (28)        | 3       | ○     | 8.5   | 0.5       | 0.5 | 1   | 1.5 | 0.5 | 1.5                 | 受付は臨時雇上げ          |     |
|                              |       |       | 大山町       |             | ○                  |         |                    | 1~24か月児健診                   | 20*                  | (28)        | 3       | ○     | 8.5   | 1         | 1   | 2   | 2   | 0.5 | 1                   |                   |     |
|                              |       |       | 名和町       |             | ○                  |         |                    | 乳児(4, 6, 10か月児)健診           | 20*                  | (30)        | 3       | ○     | 5     | 1         | 0.5 | 1   | 2   | 1   | 1                   |                   |     |
|                              |       |       | 中山町       |             | ○                  |         |                    | 3健未受診者                      | 15*                  | 2           | 3       | ○     | 7     | 1         | 1   | 1.5 | 2   | 0.5 | 1                   | 台帳記入1.5<br>準備前日も1 |     |
| 根雨                           | 根雨    | 根雨    | 日南町       | ○           |                    |         |                    | 15                          |                      | 4           | ○       | 6.5   | 0.5   | 1.5       | 1.5 | 2   | 0.5 | 1   | 台帳記入カンファレンスかたづけ後    |                   |     |
|                              |       |       | 日野町       | ○           |                    |         |                    | 15*                         |                      | 3           | ◎       | 3     | 0.5   | 0.5       | 1   | 1   | 0.5 | 0.5 |                     |                   |     |
|                              |       |       | 江府町       | ○           |                    |         |                    | 12*                         |                      | 2~3         | ○       | 5     | 1     | 1         | 1   | 1   | 1.5 | 0.5 |                     |                   |     |
|                              |       |       | 溝口町       | ○           |                    |         |                    | 3健, 2健の未受診者                 | 15                   |             | 3       | ○     | 3     |           | 0.5 | 1   | 1   | 0.5 | 0.5                 |                   |     |

注1. ( ) は分離実施の人数

2. \*は表2-2とズレのあるもの

3. 午後型のうち, ◎は完全な午後型, 他は午前準備, 午後健診型

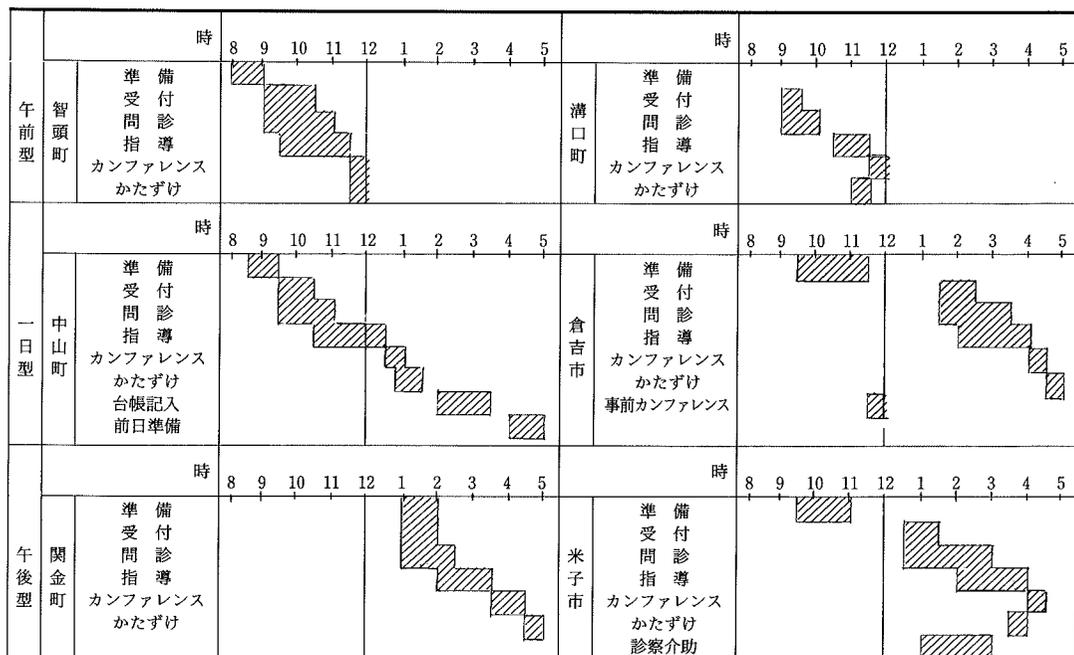


図1-1 健診業務のタイプ

（鹿野，泊，三朝，赤碕，米子）。カンファレンスには22市町村（56.4%）が0.5時間かけ、かたづけも27市町村（69.2%）が0.5時間あてている。台帳記入は殆どの所が健診日でなく、後日に廻している。倉吉市では、事後のカンファレンスとは別に、事前カンファレンスに0.5時間を割いている。

### 3 健診の構成（調査項目B-3）（表1-3～5）（図1-2）

#### （1）健診の流れ

表1-3は健診会場での、児とその同伴者の流れおよび児一人当たりの健診の総所要時間を示したものである。児は各市町村がきめている流れの順番に従って健診の各行程を進むのであるが、○で囲んだものは全児の流れではなくて、医師や保健婦が必要と認めたり、同伴者の側から訴えがあったりしたときに受けることのできる相談や指導である。

最も一般的な流れは図1-2のようになっている。

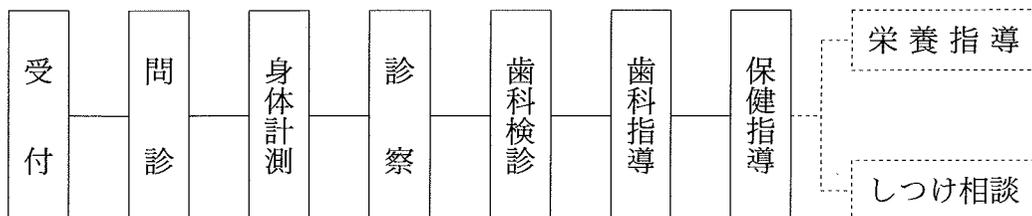


図1-2 健診の流れ

注1) → 全児の流れ

--- 必要児のみの流れ

2) 診察と歯科検診，歯科指導と保健指導は前後に入れかわることも多い

39市町村中21市町村(53.8%)でこの流れに沿っている。東部圏域15市町村中12市町村(80.0%)、西部圏域14市町村中8市町村(57.1%)と東・西部でこの流れが主流であるが、中部圏域ではこの流れどおりなのは1つもない。

県下統一のアンケート票への記入は鳥取市を除いて、前もって家で記入される。日南町では受付のあと、集団指導で健診の流れと一般的事項の説明が行われる。

一般的な流れとは違う流れをもつ18市町村での流れの構成方法を見てみると、問診→身体計測とは逆に、身体計測をやってから問診にはいるのが11町村(全体の28.2%)であり、中部圏域10市町村中5町村(羽合、泊、三朝、北条、大栄)がこのシステムをとっており、西部圏域では西伯、江府、溝口、日野の4町、東部圏域では河原、佐治の2町村である。このやり方では身体計測の結果、身長や体重の平均値からの逸脱を問診のなかですぐ生かせるという利点がある。これを裏づけるように、中部圏域の羽合、北条、大栄の3町では、問診の時点で保健指導も含めて行っており、医師の診察や歯科検診の終わったあとは、特に必要のある児だけが保健指導を受けることになっている。中部圏域の東郷、赤碕町も問診と保健指導を同時に行っているが、ここでは身体計測はそのあとに行い、やはり、必要児のみに限って保健指導をしている。

歯科検診も市町村によって、特徴的な配置がなされている。受付のあとすぐ歯科検診が行われるのは東郷、三朝、会見の3町で、流れの3番目に歯科検診の来るのは国府、東伯、赤碕、淀江、日野と5町ある。健診の流れの中で歯科検診を時間的に早い配置をすることによって、歯科医師の拘束時間を短くし、その協力を得やすい配慮がはかられているようである。実際、東部圏域の船岡、若桜、智頭の3町では1988年度現在、歯科医師の参加は得られず、3歳児健診の日に再度呼び出して歯科検診を行っている。1989年度から智頭町では歯科医師が1・6健診に加わることになったという。歯科衛生士による歯科指導は西部圏域では全市町村で行われているが、中部圏域では7市町村(70.0%、うち、大栄町は必要児のみ)、東部圏域では7市町村だけ(46.7%)で、ないほうが多く、やっている場合も、青谷町は毎回でなく歯科衛生士の参加を得た時にやり、郡家町は必要児にだけ行い、用瀬町は保健婦が歯科指導を行っている状態である。また、泊村では、フッ素塗布が保健婦により行われている。

米子市では医師2人が発達診査を行っている。そして保健指導のことを「結果のお知らせ」とやわらかい表現を用いて保護者が相談しやすい雰囲気作りを試みている。

「必要児のみの流れ」には、今までに述べた保健指導、歯科指導以外に栄養指導、日常生活指導、しつけ相談、フッ素塗布等がある。鳥取市、米子市、境港市ではスタッフに家庭児童相談員がいてしつけ相談を担当している。また、鳥取市では心理相談員が発達相談にあたっている。

流れの数、つまり、健診の各行程の数を概観してみると、8つ以上が14市町村(35.9%)あるが、その内訳は、東部圏域は3市町村(鳥取、福部、鹿野)、中部圏域は2市町(倉吉、赤碕)だけで、西部圏域が9市町村と高い。それは米子、境港、日吉津、淀江、中山の5市町村と根雨保健所管内の日南、日野、江府、溝口の4町全部である。

## (2) 健診の所要時間

待ち時間を含めた健診の所要時間は、対象児の人数、1・6健診が独立しているか、それとも他健診と並行実施かということ、さらにスタッフの配置等の条件によって影響を受ける。簡単には割り出しにくいだろうし、時間的な幅もあることであるし、正確に握むことは困難であるが、敢えてたずねてみた。全児が通る保健指導までは60～89分が18市町村(46.2%)と最も多く、次が90～119分の11町村(28.2%)で、長いのは八東町の150分、米子市は幅があるが120～180分である。さらに

表1-3 健診の流れと総所要時間

(1988年度)

| 保健所     | 児童相談所 | 福祉事務所 | 市町村 | 健診の流れ            |               |      |            |                            |        |                               |        |                             | 健診所要時間                             |                       |          |     |
|---------|-------|-------|-----|------------------|---------------|------|------------|----------------------------|--------|-------------------------------|--------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------|----------|-----|
|         |       |       |     | 1                | 2             | 3    | 4          | 5                          | 6      | 7                             | 8      | 9                           | 備考                                 | 保健まで指                 | その他指の相まで |     |
| 鳥取(中央部) | 取     | 鳥取市   | 鳥取市 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 歯科指導   | 栄養指導                          | 保健指導   | 家庭児童相談員指導<br>心理相談員指導        | 受付の前に会場でアンケート記入                    | 45(分)                 | 70(分)    |     |
|         |       |       | 国府町 | 受付               | 問診            | 歯科検診 | 身体計測       | 診察                         | 保健指導   |                               |        |                             |                                    |                       | 60       |     |
|         |       |       | 岩美町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 保健指導   |                               |        |                             |                                    |                       | 90       |     |
|         |       |       | 福部村 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 歯科指導   | 保健指導                          | (栄養指導) |                             |                                    |                       | 30       | 40  |
|         |       |       | 気高町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | (診察⇄歯科検診)  | 保健指導                       |        |                               |        |                             |                                    |                       | 60       |     |
|         |       |       | 鹿野町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 歯科指導   | 保健指導                          | (栄養指導) |                             |                                    |                       | 50       | 60  |
|         |       |       | 青谷町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 保健指導   | (栄養指導)<br>(歯科指導)              |        |                             |                                    | 栄養、歯科指導は常時でなく、時に      | 60       |     |
|         |       |       | 郡家町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 歯科検診       | 診察                         | 保健指導   | (歯科指導)                        |        |                             |                                    |                       | 110      | 120 |
|         |       |       | 船岡町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 保健指導                       |        |                               |        |                             |                                    | 歯科は3健時にあわせて           | 120      |     |
|         |       |       | 河原町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 歯科検診       | 診察                         | 保健指導   |                               |        |                             |                                    |                       | 120      |     |
|         |       |       | 八東町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 歯科検診       | 診察                         | 保健指導   | 歯科指導                          |        |                             |                                    |                       | 150      |     |
|         |       |       | 若桜町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 保健指導                       |        |                               |        |                             |                                    | 歯科診療は別の日呼出            | 100      |     |
|         |       |       | 用瀬町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科検診                       | 保健指導   | 歯科指導<br>(しつけ相談)<br>(栄養相談)     |        |                             |                                    | 歯科指導、しつけ、栄養指導は保健婦担当   | 90       | 120 |
|         |       |       | 佐治村 | 受付               | 身体計測          | 問診   | 歯科検診       | 歯科指導                       | 診察     | 保健指導                          |        |                             |                                    |                       | 80       |     |
|         |       |       | 智頭町 | 受付               | 問診            | 身体計測 | 診察         | 保健指導                       |        |                               |        |                             |                                    | 1988年まで歯科検診は、3歳児とあわせて | 60       |     |
| 倉吉(吉部)  | 倉吉市   | 倉吉市   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 歯科検診 | 診察         | 保健指導                       | (栄養指導) |                               |        |                             | 45                                 | 80                    |          |     |
|         |       | 羽合町   | 受付  | 身体計測             | (問診及び指導⇄歯科検診) | 診察   | (保健指導)     | 歯科指導                       |        |                               |        |                             | 60~90                              |                       |          |     |
|         |       | 泊村    | 受付  | 身体計測             | 問診            | 歯科検診 | (フッ素塗布⇄診察) | 保健指導                       | 栄養指導   |                               |        |                             | 保健婦指導は時に必要児のみ、栄養士の派遣ある時は栄養指導は栄養士担当 | 50~60                 | 60~80    |     |
|         |       | 東郷町   | 受付  | 歯科検診             | 問診及び指導        | 身体計測 | 診察         | (保健指導)                     | 歯科指導   |                               |        |                             | 60                                 | 80                    |          |     |
|         |       | 三朝町   | 受付  | 歯科検診             | 身体計測          | 問診   | 診察         | 保健指導                       | (栄養指導) |                               |        |                             | 80                                 | 90                    |          |     |
|         |       | 関金町   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 歯科検診 | 歯科指導       | 診察                         | 保健指導   |                               |        |                             | 60                                 |                       |          |     |
|         |       | 北条町   | 受付  | 身体計測             | 問診及び指導        | 歯科検診 | 歯科指導       | 診察                         | (保健指導) |                               |        |                             | 90                                 | 120                   |          |     |
|         |       | 大栄町   | 受付  | 身体計測             | 問診及び指導        | 歯科検診 | 診察         | (保健指導)<br>(栄養指導)<br>(歯科指導) |        |                               |        |                             | 60~90                              | 90~120                |          |     |
|         |       | 東伯町   | 受付  | 問診               | 歯科検診          | 身体計測 | 診察         | 保健指導                       | 栄養指導   |                               |        |                             | 90                                 |                       |          |     |
|         |       | 赤崎町   | 受付  | 問診及び指導           | 歯科検診          | 身体計測 | 診察         | 歯科指導                       | 栄養指導   | (保健指導)                        |        |                             | 60                                 | 70                    |          |     |
| 米子(米子部) | 米子市   | 米子市   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 発達診査 | 診察         | 歯科検診                       | 歯科指導   | 結果のおしらせ<br>(しつけ相談)<br>(栄養相談)  |        | 発達診査は医師2、しつけ相談は家庭児童相談員1が行う  | 120~180                            | 120~180               |          |     |
|         |       | 境港    | 受付  | 問診               | 身体計測          | 診察   | 歯科検診       | 歯科指導                       | 保健指導   | (栄養指導)<br>(しつけ相談)             |        | 家庭児童相談員2                    | 60                                 | 90                    |          |     |
|         |       | 西伯町   | 受付  | 身体計測             | 問診            | 歯科検診 | 診察         | 歯科指導                       | 保健指導   |                               |        |                             | 60                                 |                       |          |     |
|         |       | 会見町   | 受付  | 歯科検診             | 問診            | 身体計測 | 診察         | 歯科指導                       | 保健指導   |                               |        |                             | 60                                 |                       |          |     |
|         |       | 岸本町   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 診察   | 歯科検診       | 歯科指導                       | 保健指導   |                               |        |                             | 60~120                             |                       |          |     |
|         |       | 日吉津村  | 受付  | 問診               | 身体計測          | 歯科検診 | 診察         | 歯科指導                       | 保健指導   | (栄養指導)<br>(日常生活指導)<br>(しつけ相談) |        | 栄養、日常生活指導、しつけ相談は保健婦担当       | 90                                 | 120                   |          |     |
|         |       | 淀江町   | 受付  | 問診               | 歯科検診          | 身体計測 | 診察         | 歯科指導                       | フッ素塗布  | 保健指導                          |        | 流れの順序は前後することあり、フッ素塗布は保健所衛生士 | 60~120                             |                       |          |     |
|         |       | 大山町   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 歯科検診 | 診察         | 歯科指導                       | 保健指導   |                               |        |                             | 90                                 |                       |          |     |
|         |       | 名和町   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 診察   | 歯科検診       | 歯科指導                       | 保健指導   |                               |        |                             | 30~40                              |                       |          |     |
|         |       | 中山町   | 受付  | 問診               | 身体計測          | 歯科検診 | 診察         | (保健指導⇄歯科指導)                | フッ素塗布  |                               |        | フッ素塗布は希望者のみ                 | 100                                | 120                   |          |     |
| 根雨(S)   | 日南町   | 日南町   | 受付  | 一般的事項、健診の流れの集団指導 | 問診            | 身体計測 | 歯科検診       | 診察                         | 歯科指導   | 栄養指導                          | 保健指導   |                             | 90                                 | 120                   |          |     |
|         |       | 日野町   | 受付  | 身体計測             | 歯科検診          | 問診   | 診察         | 栄養指導                       | 歯科指導   | 保健指導                          |        |                             | 75                                 |                       |          |     |
|         |       | 江府町   | 受付  | 身体計測             | 問診            | 歯科検診 | 診察         | 栄養指導                       | 歯科指導   | 保健指導                          |        |                             | 90                                 |                       |          |     |
|         |       | 溝口町   | 受付  | 身体計測             | 問診            | 診察   | 歯科検診       | 歯科指導                       | 栄養指導   | 保健指導                          |        | 保健指導は心理指導も含む                | 70                                 |                       |          |     |

注1. ○で囲んでいるのは必要児のみ受ける相談や指導  
 2. B⇄AはA、B両者が入れかわって行われることのあることを示す  
 3. 泊村、三朝町では歯科指導について表1-4とズレがある

表 1-4 1 歳 6 か月児健診のスタッフ<sup>注1)</sup>

(1988年度)

| 項目                 | 受付       | 問診   | 計測       | 一般診察     | 歯科診察    | 歯科指導 | 栄養指導 | 保健指導 | その他の指導  |
|--------------------|----------|------|----------|----------|---------|------|------|------|---------|
| 市町村                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 鳥取市                | 事① 保①    | 保⑥   | —        | 医② 雇②    | 歯① 衛①   | 衛②   | 栄①   | 保⑥   | 家児相①心理① |
| 岩美郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 国府町                | 事①       | 保③→① | 看①       | 医① 看①    | 歯①衛①    | —    | —    | 保①→③ | —       |
| 岩美町                | 事①       | 保④→② | 推進員①     | 医① 保①    | 歯① 衛①   | —    | —    | 保②→④ | —       |
| 福部村                | 事①②      | 保③→② | 推進員②     | 医① —     | 歯① 衛①→① | 衛①→① | —    | 保①→③ | —       |
| 気高郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 気高町                | 事①       | 保②→③ | —        | 医① 事①    | 歯① 事①   | —    | —    | 保②→③ | —       |
| 鹿野町                | 事①又は栄①衛① | 保③   | 推進員②     | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①   | 栄①   | 保③   | —       |
| 青谷町                | 事①       | 保③   | 看①       | 医①事①     | 歯① 衛①   | 衛①→① | 栄①→① | 保③   | —       |
| 八頭郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 那家町                | 事①       | 保③   | 推進員①→②看① | 医①看①推①   | 歯①推①推①  | 衛①   | —    | 保③   | —       |
| 船岡町                | 雇①       | 保③→② | 雇②       | 医① 保①    | —       | —    | —    | 保②   | —       |
| 河原町                | 助産婦①     | 保③→② | —        | 医①看①保①   | 歯① 保①   | —    | —    | 保②→③ | —       |
| 八束町                | 事①       | 保③→④ | 看①       | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①   | —    | 保③→④ | —       |
| 若桜町                | 事①       | 保③   | 看①       | 医① 看①    | —       | —    | —    | 保③事① | —       |
| 用瀬町                | 事①       | 保③→④ | 推進員②     | 医① 保①    | 歯①推進員①  | —    | —    | 保③→④ | —       |
| 佐治村                | 事①又は保①   | 保④→③ | 事①       | 医① 事①    | 歯① 衛①   | 衛①   | —    | 保③→④ | —       |
| 智頭町                | 事①②      | 保④→② | 推進員①     | 医①保①又は雇① | —       | —    | —    | 保②→④ | —       |
| 倉吉市                | 事① 栄①    | 保④→③ | 推進員①事①   | 医① 保①    | 歯① 衛①   | 衛①   | 栄①   | 保④→③ | —       |
| 東伯郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 羽合町                | 愛育員①     | 保③→② | 愛育員①     | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①保① | —    | 保②   | —       |
| 泊村                 | 事②→①     | 保③   | 事①       | 医①保①事①   | 歯① 衛①   | 衛①   | 栄①→① | 保③   | —       |
| 東郷町                | 保①       | 保②   | 保①       | 医① 看①    | 歯① 衛②→③ | 衛①   | —    | 保②   | —       |
| 三朝町                | 推①保①→①   | 保⑤→③ | 愛育員②     | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①   | 栄①   | 保①→⑤ | —       |
| 関金町                | 事①       | 保③→① | 事①       | 医① 保①    | 歯① 衛①   | 衛①   | —    | 保①→② | —       |
| 北条町                | 事① 衛①    | 保③   | 事① 衛①    | 医①保①→②   | 歯① 衛②   | 衛①→② | —    | 保③   | —       |
| 大栄町                | 保①又は衛①   | 保②→③ | 看①       | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①   | 栄①   | 保①   | —       |
| 東伯町                | 看①       | 保④→② | 看①       | 医① 保①    | 歯① 衛①→② | —    | 栄①   | 保③   | —       |
| 赤碓町                | 栄①       | 保③→② | 推進員②     | 医① 保①    | 歯① 衛②   | 衛①   | 栄①   | 保②   | —       |
| 米子市 <sup>注2)</sup> | 事①保①→①   | 保⑩→① | 看又は保①    | 医②①保①    | 歯①保又は看① | 衛②→③ | 栄①   | 保⑩→① | 家児相①    |
| 境港市 <sup>注3)</sup> | 事①       | 保⑤   | 看① 事①    | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛②   | 栄①   | 保②→⑤ | 家児相①    |
| 西伯郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 西伯町                | 看①       | 保②→③ | 保①       | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①→② | —    | 保③   | —       |
| 会見町                | 事①       | 保②   | 事①       | 医① —     | 歯① 衛①→② | 衛①→② | —    | 保②   | —       |
| 岸本町                | 事①       | 保④→③ | 保①       | 医① —     | 歯① 衛①   | 衛①→② | —    | 保③→④ | —       |
| 日吉津村               | 事①       | 保③→② | 看①→②事①   | 医① 看①    | 歯① 衛①   | 衛①→② | —    | 保①→③ | —       |
| 淀江町                | 雇①看①→①   | 保③   | 雇①→②     | 医① 看①    | 歯①衛①保①  | 衛②→③ | —    | 保③   | —       |
| 大山町                | 事①雇②→①   | 保③   | 看① 事①    | 医① 雇①    | 歯①衛①雇①  | 衛①→② | —    | 保③   | —       |
| 名和町                | 事①       | 保②→① | 保①       | 医①保又は事①  | 歯① 衛①   | 衛①→② | —    | 保①→③ | —       |
| 中山町                | 事①       | 保③→② | 雇①       | 医① 保①    | 歯① 衛②   | 衛②   | —    | 保②   | —       |
| 日野郡                |          |      |          |          |         |      |      |      |         |
| 日南町                | 保①       | 保③→④ | 保①       | 医① 保①    | 歯① 看①   | 衛②   | 栄①   | 保④   | —       |
| 日野町                | 事①       | 保③   | 保①       | 医① —     | 歯① 衛①   | 衛②   | 栄①   | 保③   | —       |
| 江府町                | 保①       | 保②→③ | 看①       | 医① 看①    | 歯① 衛②   | 衛②   | 栄①   | 保②→③ | —       |
| 溝口町                | 保①栄①又は衛① | 保③   | 保①       | 医① —     | 歯① 衛②   | 衛②   | 栄①   | 保③   | —       |

注 1) 各職種を以下の略字で示す。保健婦(保), 医師(医), 歯科医(歯), 歯科衛生士(衛), 栄養士(栄), 事務職(事), 看護婦(看), 母子保健推進員(推進員), 母子愛育員(愛育員), 家庭児童相談員(家児相), 雇上げ臨時職(雇)。表中○で囲んだ数字は人数を示し, ①→②は時により人数の変更があることを, ①→②は途中からスタッフの移動があることを示す。

注 2) 米子市では発達診査と小児科診査を医師が分担して行っている。

注 3) 境港市では健診回数を増やし 1 回の受診見数が減ったため, 1989年度より診察介助者をはずしている。

表 1-5 仕事内容

| 受<br>番<br>号<br>の<br>扱<br>い | 付<br>乳<br>健<br>記<br>録 | 付<br>ア<br>ン<br>ケ<br>ー<br>ト | フ<br>ッ<br>素<br>塗<br>布 |
|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 記入                         | ○                     |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 重なる                        |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記・札                        |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記・札                        | ○                     |                            |                       |
| 札                          | ○                     |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         | ○                     |                            |                       |
| 記入                         | ○                     |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 札                          | ○                     |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記・簿                        |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記・簿                        | ○                     |                            |                       |
| 簿・札                        | ○                     | (備)                        |                       |
| 記入                         |                       | 歯科                         |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記入                         |                       |                            |                       |
| 記・簿                        | ○                     |                            |                       |
| 簿                          |                       | 歯科                         |                       |

注 4) (歯科)は歯科アンケートを歯科指導の際にとる所を示す。

その他の相談指導を必要児に用意しているのは17市町村（43.6%）であるが、その所要時間は40分から180分までの広がりがある。一般に「保健指導まで」よりはやや長くなっているが、120分という記載が7市町村と一番多く、1・6健診の受診には1時間半から2時間かかることになるようである。

1・6健診の役割としては、まず発達の遅れや障害のスクリーニング、次に保護者が専門スタッフから育児や家庭教育に関する指導を受ける場という2つが考えられる。この意味から専門職種を多く配置して、必要児には専門的な相談や指導を保障することが望まれる。しかし、健診の総所要時間が長くなりすぎると、児も保護者も疲れ果てたり、帰宅を急いだりするのをどう解決するかが今後の検討課題となろう。

（以上、角本）

### （3）スタッフとその仕事

当日の健診の流れについての自由記述により、①「スタッフの配置」②「スタッフの具体的な仕事内容」③「各場面において保護者に求められる対応」を、「受付」「問診」「診察」「指導」などの各場面毎にまとめる（以下、①②③と略記）。スタッフの仕事内容は、各市町村に共通して見られる基本的内容を整理した上で、独自の工夫・配慮にふれる。表1-4は、健診の流れに沿って各場面に関わるスタッフの職種と人数及びスタッフの動きを示したものである。

#### a. 受付

①39市町村中26市町村（66.7%）で事務職が担当している。鳥取・米子市の都市部で保健婦が加わり、根雨保健所管内・中部圏域では保健婦が担当する町が5町見られる。倉吉市、鹿野・北条・大栄・赤碕町では健診の流れの後半に指導にあたる栄養士や歯科衛生士が担当するか加わる。

②基本的な仕事内容として以下の点がとり出された。

- 1) 保護者より母子健康手帳、1歳6か月児健康診査票（以下、「手帳」「健診票」と略記）の提出をうけ、必要事項を組む。
- 2) 受付順の番号をつける。
- 3) 健診日の日付、児の月齢、医師名など必要事項を手帳、健診票に記入する。

その際、市町村で行われてきた乳児期の健診・相談の記録を用意して組む所が4市、郡家保健所管内の4町、青谷・西伯・中山町に見られる（表1-5参照）。米子市では受付終了後乳児台帳に1・6健診受診の手入れを行っている。その他に、鳥取市では予防注射の通知ハガキを手帳にはきんで渡している。また、健診の運営をスムーズに展開し保護者に行動の見通しを示すために、受付の順番を明確にする工夫が払われている。大部分の市町村で健診票に番号を記入しているが（表1-5）、保護者自身に知らせるために番号札を渡す（気高町・倉吉・米子市）、受付名簿への記入を求める（三朝・西伯・溝口町）例が見られた。米子市では親子別々に札を用意し身につけるようになっている。

後の指導に活用するために各種アンケートを市町村独自でとっている所もあり、泊村、大栄・東伯・赤碕町で食事アンケートを、米子・倉吉市、会見・溝口町で歯科アンケートを回収している（表1-5）。これらの作業の後、受付順に次の場面（大部分が問診）に保護者を招き案内する。

③保護者は手帳・健診票等を受付に提出し、順番がくるまで待つことが求められる。健診日までに郵送で健診票を受けとり自宅でアンケート記入を済ませてくる所がほとんどであるが、鳥取市のみ健診当日に受付前、会場で保護者が記入するようになっている。大栄町では食事アンケートへの記入を求められる。

日南町では保護者や児の待合いに20畳の和室をあて、センターのオモチャを用意して子どもを遊

ばせ、親にとっては「世間話に花がさく」時間となっている。ここで、一般的な事項、健診の流れについて集団に説明がされる。保護者は、各場面で何が行われどんな相談ができそうかについて知ることができる。

#### b. 問診

①全市町村で保健婦が担当し、途中より適宜診察介助・指導にまわる。個別の面接方式ですすめられる。

②基本的な仕事内容として以下の4点がとり出された。

- 1) 各種記録より健診票へ情報を転記する
- 2) 聴き取りによってアンケートの記入を確認する
- 3) 主訴・心配ごと等を聴く
- 4) 対象児を観察する

転記の際の情報源として、前項で乳児期の健診・相談の記録を添付した市町村では手帳の情報に加えてその記録が活用されている。淀江町では事前にカルテより情報を転記している。児に対して一貫した健診を保障する前提といえよう。西伯町では健診票から乳児票へ計測値等の転記を行っている。また、保護者からの聴き取りの際に「気になる情報を詳しく聞く」(泊村)、「書ききれない主訴の有無を確認する」(日吉津村)等の留意が見られる。児の顔色・行動の観察に加え、絵本や積木等を用いた発達チェックを行っている市町村が14か所ある(表3-1に詳述)。問診の時点で各種指導の必要な児をチェックしておく例も見られた(例、三朝町の栄養指導のチェック)。

その他に、問診の際に一般的な保健指導も含んで行い、必要な児にのみ診察の後保健指導を個別に案内する方法が中部5町(羽合・東郷・北条・大栄・赤碓町)でとられていた。用瀬町では、一人の保健婦が5、6人の親子を担当し、計測から診察に付き添って児の様子を観察したり医師の意見をきいたりして、そのグループ毎に指導するという独自の形式をとっていた。保護者との安定した関係を保障しようとする工夫がみられる。

③保護者は児を抱いて個別の面接をうける。アンケート項目の確認をうけ、心配ごと・相談したいこと等を訴えることができる。

#### c. 計測

①看護婦・事務職・母子保健推進員等職種は一定しない。保健婦が計測にあたる所は、東郷・岸本・名和町及び根雨保健所管内の4町のうちの3町である。鳥取市、気高・河原町は計測のためのスタッフは配置されていない。保護者自身が身長・体重を測って記入し、困難な児には随時保健婦が介助する。保護者の児への接し方を観察する機会とも位置づけられているが、場所見知り強く計器に乗るのを拒む児には、正確な計測値を得るためにも介助が必要になろう。

②基本的な仕事内容としては以下の点が挙げられる。

- 1) 身長・体重を計測する
- 2) 計測値を健診票等に記入する

江府町では計測は保護者が行い、スタッフは記入を主とする。米子市他で必要児のみ頭囲を測っている。また、健診票に加えてこの時点で手帳に計測値を記入しておく所が7市町村(倉吉市、鹿野・羽合・東伯・江府町、福部・佐治村)あった。計測後は次の流れを指示する。米子市では子どもに番号札をつけるよう指示し、保護者が児のオムツカバーに札をつける。

③保護者は児の衣服の着脱と、あやす・抱くなどして計測に協力することが求められる。

#### d. 一般診察

①鳥取市では医師が2名、米子市では3名が参加し、他の市町村では1名が関わっている。米子市では3名のうち2名が発達診査を担当し、1名が内科的診察にあたるという専門性を生かした方式がとられている。介助役は主として保健婦・看護婦が1名あたる。事務職・推進員などがあたる所が8市町村見られる。福部村、会見・岸本・日野・溝口町には介助役は特に配置されていないが、乳児期からの追跡児等に適宜保健婦がつくといい。

②基本的な仕事内容としては、医師・介助役それぞれに以下の点がとり出された。

| 医師                  | 介助役                     |
|---------------------|-------------------------|
| 1) 健診票の項目に基づいた診察を行う | 1) 順番に児と保護者を呼び入れる       |
| 2) 健診票に結果を記入する      | 2) 適宜診察の介助をする           |
|                     | 3) 次の流れを指示する、手帳等を次場面に回す |

青谷・郡家・用瀬・赤碕町の診察及び米子市の発達診査場面では、5、6人ずつのグループがじゆうたんの上でボール、積木、絵本等で遊んでいる場面を作り、医師が観察して診察を行っている。また、会見町では診察用の個室を用意し、ゆったりとした雰囲気では話せるように配慮している。

保健婦が介助にあたっている市町村では、医師との連携が特に留意されていた。「医師に必要資料をわたし問題ある部分について簡単に説明する」（倉吉市）、「健診票をチェックし保護者の不安等必要な点は医師に知らせる」（東伯町）ほか、保健婦が「診察結果を確認する」（倉吉市）、「保護者へ診察結果を説明し母子手帳に記入する」（泊村）等の動きが見られる。診察場面における保健婦による児の行動観察も留意されている（岩美町）。

③保護者の対応としては、児の着脱衣等の準備と、抱いて受診し診察に協力する他、医師の質問に答えることが期待されている。心配があれば相談し、医師から注意事項についての助言をきくことができる。前述した子どもの遊び場面を通して診察する所では、干渉せずに遊び相手となることが求められている。

#### e. 歯科診察

①各市町村で歯科医が1名関わり、歯科衛生士が主として介助している。介助に看護婦か保健婦が加わるか担当する町村も見られる。

②歯科医は健診票の項目に基づいて診察し、介助役は以下の仕事内容を基本的に行う。

- 1) 順に呼び入れる
- 2) 適宜診察の介助をする
- 3) 健診票や手帳に結果を記入する

大山町では「歯科医の都合で短時間なので、問診・計測を中止し一時歯科診察に集中する」、江府町では「問診が済んでいない人も歯科診察優先で実施する」。尚、船岡・若桜・智頭町では前述したように1・6健診日には歯科診察は行われず、3歳児健診児に合流して別日程で行われる。いずれも歯科医確保の困難を示している。

③保護者は児を寝かせて受診に協力することが求められる。むし歯の箇所を確認し児の口腔内の状況をきくことができる。郡家町では歯科診察の終了後待合室でスライドを見て保健婦の集団健康教育をきく場が設けられている。

#### f. 歯科指導・栄養指導

ここでは歯科衛生士による歯科指導と栄養士による栄養指導をとりあげる。

①歯科衛生士の配置が薄かった東部圏域でも配置がすすみ、第Ⅲ報によれば15市町村中7か所であったのが、1・6健診で歯科診察の行われている12市町村中9カ所（うち2カ所は診察介助のみ）

となった。中部圏域では東伯町を除く9市町村、西部圏域では全市町村で配置が達成されている。

栄養士の参加も3カ所（鳥取・境港市、青谷町）で増えた。4市と根雨保健所管内の4町、倉吉保健所管内の9町村中5町、東部圏域の2町（青谷・鹿野町）に配置され、町村によってばらつきが見られる。

②歯科指導の基本的な仕事内容は以下の4点にまとめられる。

- 1) レッドコート液による染出し、ブラークスコアの算定
- 2) 歯みがき・ブラッシング指導
- 3) むし歯予防の話、おやつとの与え方、生活面の指導
- 4) 指導内容の健診票への記入

歯科医の診察結果に基づいて個別に指導が行われる。西伯・日南町では歯科アンケートの聴き取りを行っており、受付にて歯科アンケートを回収する西部圏域4市町村とも、指導に活用している。中部圏域5町村、西部圏域4町でフッ素塗布が行われている（表1—5参照）。岸本町では保護者に歯科手帳を渡し、ここに就学前までの歯科健診の記録をつけていく。同時に町には歯科カルテが作成され記録の保管に用いられる。

栄養指導は栄養士の配置されている15市町村のうち、3市（倉吉・米子・境港市）3町（鹿野・東郷・大栄町）必要児のみ受相という方式をとっている。鳥取市では5・6人のグループ指導を行っている。食事アンケートを行っている中部圏域4町では、その結果を指導に活用している。

③保護者は、歯科指導では児の口腔内の汚れを目で確認でき、ブラッシングの実技指導をうけることができる。また栄養指導では、おやつのととり方・バランスのとれた幼児食について聞き、児の食事上の悩みについて相談できる。

#### g. 保健指導

①全市町村で保健婦が個別に担当している。問診の中に一般的な保健指導を含んで行っている中部圏域の5町では、問題のある児のみ保健指導を行っている。また用瀬町ではグループを担当した保健婦が集団指導を行い、必要児にのみ個別に指導する。

②基本的な仕事内容として以下の点がとり出された。

- 1) 健診・診察結果の確認
- 2) 保護者の悩み・相談に応じる
- 3) 結果に基づいた生活面の指導
- 4) 母子手帳への記入
- 5) パンフレット等の配布
- 6) 要指導・要相談児の案内、2次機関の紹介

米子市では、保健指導に「結果のお知らせ」という命名をして、健診結果や医師他の指示を確認する場であることを示している。栄養士が配置されていない町村では、栄養面の指導も重要な内容となる。栄養相談・しつけ相談・心理相談などへ一部の児を送る案内をし、医療機関への受診勧奨、発達クリニックの紹介等を行っている。

③保護者は健診結果を聞き、わからない点を尋ねることができる。健診後の対応（医療・相談機関の紹介、子どもの生活改善の方向性など）について話し合うことができる。

#### h. しつけ相談・心理相談

①鳥取・米子・境港市で家庭児童相談員によるしつけ相談が、鳥取市で必理相談員による心理相談が行われている。いずれも相談が必要と認められた児に行われており、医師の診察結果や保護者の

希望によりケースが送られ、個別の面接方式で行われる。

②時間をかけて児を観察したり保護者の訴えをうけとめ整理したりする。鳥取市ではこれらの相談のために仕切られた空間を用意し、じゅうたんに座って話しやすい雰囲気を作っている。鳥取市・境港市ではこれらの相談員が健診後のケースカンファレンスに出席し、児の状況を確認し以後の対応について話し合っている。

③保護者は、日頃気がかりなこと、健診の場で気になったこと等を最後に時間をかけて話し合うことができる。

以上に述べた健診の流れの各場面の基本的内容と保護者の対応の全体を通して、運営上の留意点と工夫について考察を加える。

第一に、健診の運営をスムーズに行うために、受診児と保護者が全行程を着実に通ること及び健診の記録の流れに沿って移動させることが必要である。受付において到着順の番号をつけ、手帳・健診票などの必要書類を組むという手続きをふみ、保健婦や介助者が次の流れを指示したり呼びこんだりという役割を果たしている。

流れ図を掲示する所もあるが、日南町に見られる受診者へのオリエンテーションという試みは注目できる。1・6健診のねらい、どんなスタッフにどんな相談ができるかを知ることが、保護者に単なる受診者というより積極的に健診スタッフを活用し育児の援助を得る参加者という態度を形成すると思われる。また、健診前にアンケートが送付される方法は、その内容からどんな相談ができそうかを知ることができる。オリエンテーション同様の導入の役割を果たしていると評価できよう。会場に来てから健診が始まるのではなく、案内の時点でオリエンテーションの糸口がつけられる。

また、番号札を渡して待ち時間や次の行動の見通しを与える工夫も注目されよう。待ち時間の過ごし方として、じゅうたん・和室を用意して過ごしやすい雰囲気を作る、アンケート記入に費やす、スライド視聴や集団指導にあてる等の配慮も特筆できる。

第二に、発達につまずきのある児を正確にスクリーニングするために、児の状況や保護者の生活背景等を適確に把握することが必要である。県下で統一されている健診票は、問診における聴き取りや診察の内容で一定の基準を示し、大きな役割を果たしている。これが事前に郵送配布されることで、児をよく知っている人が回答でき、わからない点は観察する余裕が保障される。アンケート方式による児の状況把握の正確さを増す効果が期待できる。市町村で管理されている乳児期からの健診・相談の記録を1・6健診場面の問診・指導で活用することは、一貫した対応を保障し児の状況把握を正確にする上で注目できる。

健診票に加えて14市町村で独自の発達チェックが行われていたことも注目できる。保健婦自身が児の問題を確かめる手段となろう。また、診察の介助に保健婦があたる場合、問診から得られた情報を医師に正確に伝達し医師の指示を確認できる。特にカンファレンスに医師が参加しない所ではスタッフ間の連携をはかる上でも検討してほしい点である。用瀬町では一人の保健婦が担当して5、6人のグループの問診・診察・指導にあたる。人見知りの強い1歳6か月児との関係づくりに寄与し、保健婦による観察・状況把握を正確にする上で貴重な例と考えられる。

第三に、健診の意義を明確にするために保護者が健診をどんな体験としてうけとめているかを考慮することである。児の健康、発達の状態を専門的な目で確かめ、日頃気になっていることや心配を相談し、健診後育児や生活をすすめる上で何か得るものをもって帰ってほしいと期待する。

診察や指導場面での助言・注意事項が保護者によく理解されることが求められる。その点で診察の後に行われる保健婦による結果の確認の役割は大きい。指導に活かす別種アンケートをとるとり

くみも、保護者の理解や指導内容を深める上で注目できる。

また、問診の場面でも保護者から児の状況をきき出すことに加え、児のとらえ方や保護者自身の悩み、主訴をききとることによって、保護者自身が問題を整理できるような問診のあり方を検討することも重要である。

同月齢の児と一緒にいる機会を通して気づかされるものもあり得る。健診受診場面自体がその機会を提供し得るが、用瀬町の担当保健婦の下で作られるグループは、他の児を見たり他の親を知ったりする場としても注目できる。米子市他で行われている遊びを通して診察する際に形成されるグループの中でもこの機能が期待できる。

アンケートの質問や発達チェックを通して見られる子どもの行動から、自分の生活をふり返ったり児について新たな発見をしたりするものもあろう。健診という体験を通して生じた疑問等を合せて話し合えるように、診察に個室をあてる。必要な児のみ相談にまわして流れをかせ時間を保障する等の工夫が注目できる。担当の保健婦がつく試みは、保護者との安定した話しやすい関係づくりにも寄与していると思われる。

(以上、田丸)

## 2. 健診状況、結果の協議、追跡状況

### 1. 健診状況 (調査項目C-1) (表2-1~2)

#### (1) 対象児数、受診児数、受診率

表2-1に示すように、鳥取県における1・6健診(一般健診)の受診率は、関係者の努力もあって、いずれの年度も3歳児健診よりも高く、また、年度を追うごとに高率になっている。そして、1988年度の1・6健診における歯科検診を除く一般健診の結果は、表2-2のように、県下総計で対象児数は7,144名、受診児数は6,865名、平均の受診率は過去最高の96.1%となっていた。

詳しく見ると、受診率が100%であったのは、青谷、若桜、三朝、関金、大栄、日南、江府町の計7町(17.9%)であった。他の32市町村は皆受診ではなく、未受診児の把握活動の実施を含めて「健診洩れ」をなくす努力が必要であろう。ただ、受診率だけで単純評価できない面もあることについては留意しなければならない。市部に対して町村部は対象児が少ないことから、保健婦が日常活動の中でよく把握しているケースが多いからである(第II報)。例えば、受診率が85.9%と県下最低の溝口町(町保健婦2名)に関して電話で尋ねたところ、対象児が少なく、乳児期から把握しているために、未受診児10名については容易にフォローしうるとのことであった。

問題となる市部は、鳥取市が97.1%(市保健婦8名、未受診児53名)、倉吉市が99.5%(同8名、

表2-1 鳥取県における1・6健診及び3歳児健診の受診率

| 年<br>度 | 1・6健診      |             | 3歳児健診       |
|--------|------------|-------------|-------------|
|        | 実施市<br>町村数 | 一般健診<br>受診率 | 一般健診<br>受診率 |
| 1977   | 9          | 不明          | 83.9        |
| 1978   | 33         | 86.3        | 84.5        |
| 1979   | 36         | 90.1        | 87.3        |
| 1980   | 37         | 90.6        | 86.1        |
| 1981   | 39         | 91.2        | 86.8        |
| 1982   | 39         | 92.8        | 91.9        |
| 1983   | 39         | 92.5        | 90.8        |
| 1984   | 39         | 94.1        | 92.5        |
| 1985   | 39         | 94.8        | 93.1        |
| 1986   | 39         | 95.1        | 93.3        |
| 1987   | 39         | 95.5        | 93.8        |
| 1988   | 39         | *96.1       | 未確定         |

注1. 『鳥取県衛生環境部事業概要』各年度及び県衛生環境部への照会により作成。

2. \*印は、我々の調査結果による数字。

3名)、米子市が93.0%(同11名, 106名)、境港市が97.2%(同4名, 11名)であり、受診率は共に90%台であったものの、鳥取市と米子市の2市で県下の未受診児総数279名の半数を超える159名を抱えていた。市部においては、日常活動での把握が手薄であるだけに、未受診児へのフォロー体制の充実が課題となろう。

## (2) 健診結果の内訳

県下統一の「1歳6か月児健康診査票」では、健診結果は「健康」「助言指導」「追跡観察」「精検」「要治療」「治療中・観察中」の6区分に統一されている。ここでは、その内訳を問うた。

県下総計で、「健康」は5,110名(受診児の74.4%)、その他が1,755名(25.6%)であった。その他の内訳(重複区分あり)は、「助言指導」が726名(10.6%。助言指導の回毎に計上して延べ人数で回答した赤碕町を除くと637名, 9.4%)、「追跡観察」が454名(6.6%)、「精検」が274名(4.0%)、「要治療」が140名(2.0%)、「治療中・観察中」が425名(6.2%)であった。

ところで、市町村別にその他の内訳を詳しく見ると、特に「助言指導」を初めとして、その比率に市町村間でばらつきがあることが分かる。例えば、「助言指導」は、助言指導児が全く存在しない0%のところは2町(東伯, 西伯町)ある一方で、延べ人数で回答した赤碕町は別として、中山町のように受診児の4分の3に当たる人数にも達したところもあった。

このように、結果の区分は統一されているものの、区分する基準が市町村でかなり相違している現状が伺えた。「精検」「要治療」「治療中・観察中」は比較的基準が設定しやすいと思われるのに対して、特に「追跡観察」の基準をどのように設定し、どのような方法でどの程度まで追跡観察するかについては1・6健診のスクリーニングのあり方に直接関わって重要な課題である。

ちなみに、「追跡観察」の比率は0~23.4%にも渡っており、0%が3町(7.7%)、~5%未満が9町村(23.1%)、~10%未満が17市町村(43.6%)、~15%未満が6町村(15.4%)、~20%未満が2町(5.1%)、~25%未満が2町(5.1%)となっていた。

1・6健診における「追跡観察」「精検」「要治療」等の抽出率として何%程度が妥当であるかというデータを持ち合わせてはいないが、1・6健診のスクリーニングの網目をどの程度にすべきなのか、その為にリスク基準をどのように設定すべきなのか等に関して、県下各市町村の1・6健診関係者で意志疎通を図る必要があるだろう。

県下統一の健診区分に基づきつつも、健診結果の最終的な具体的な判断は、カンファレンスのあり方とも関わって、各市町村の健診スタッフに委ねられている。市町村段階の1・6健診スタッフに高い専門性が求められている由縁でもある。

## 2. 結果の協議(調査項目C-2)(表2-3)

表2-3に示したように、1・6健診に関するカンファレンスは、八東町が「開催せず」、気高町が「時々開催」の他は、37市町村(94.9%)が「毎回開催」であった。

気高町を含めて、カンファレンスを開催する38市町村の全てが、健診当日にカンファレンスを開催していた。そして、カンファレンスの平均所要時間は、35市町村(92.1%)が「1時間以内」であり、全体的に、要領よく短時間で開催されていた。

カンファレンスへの参加スタッフは、表2-3のとおりである。

①市町村保健婦が参加するのはもちろんとして、②保健所保健婦が毎回(34市町村, 89.5%)または時々(鳥取市, 気高, 用瀬, 智頭町の4市町, 10.5%)これに加わる。③健診医については、「毎回出席」が16市町村(42.1%)、「時々出席」が4町(10.5%)であった。「毎回出席」を1、「時々

表2-2 健診状況

(1988年度)

| 保健所                        | 児童相談所 | 福祉事務所 | 項目<br>市町村         | A<br>健診回数<br>回 | B<br>対象児数<br>人 | C<br>受診児数<br>人 | 受診率<br>C÷B<br>% | 一回平均<br>児数<br>C÷A<br>人 | 結果           |                                   | 「E その他」の内訳 (率 E <sub>1-5</sub> ÷ c) |                            |                            |                           |                           | 重複分類  | 備考       |                |
|----------------------------|-------|-------|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|------------------------|--------------|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|----------|----------------|
|                            |       |       |                   |                |                |                |                 |                        | D<br>健康<br>人 | E<br>その他<br>人<br>(率<br>E÷C<br>(%) | E <sub>1</sub><br>助言指<br>導人(%)      | E <sub>2</sub><br>追跡観<br>察 | E <sub>3</sub><br>精密検<br>査 | E <sub>4</sub><br>要治<br>療 | E <sub>5</sub><br>治療<br>中 |       |          |                |
|                            |       |       |                   |                |                |                |                 |                        |              |                                   |                                     |                            |                            |                           |                           |       |          | E <sub>1</sub> |
| 鳥取<br>(R2)<br>中央部<br>家(L5) |       |       | 鳥取市               | 36             | 1,798          | 1,745          | 97.1            | 48                     | 1,443        | 302(17)                           | 73(4)                               | 103(6)                     | 53(3)                      | 30(2)                     | 126(7)                    | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 国府町               | 4              | 117            | 114            | 97.4            | 29                     | 74           | 40(35)                            | 15(13)                              | 7(6)                       | 4(4)                       | 9(8)                      | 16(14)                    | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 岩美町               | 6              | 169            | 167            | 98.8            | 28                     | 106          | 61(37)                            | 14(8)                               | 39(23)                     | 4(2)                       | 1(1)                      | 9(5)                      | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 福部村               | 4              | 54             | 52*            | 96.3            | 13                     | 45           | 7(13)                             | 5(10)                               | 2(4)                       | —                          | —                         | —                         | —     |          | *1か月遅れて受診2名を含む |
|                            |       |       | 気高町               | 8              | 142            | 125            | 88.0            | 16                     | 117          | 8(6)                              | 2(2)                                | —                          | 2(2)                       | 4(3)                      | —                         | —     |          |                |
|                            |       |       | 鹿野町               | 4              | 63             | 60             | 95.2            | 15                     | 37           | 23(38)                            | 10(17)                              | 6(10)                      | 5(8)                       | —                         | 2(3)                      | —     |          |                |
|                            |       |       | 青谷町               | 4              | 95             | 95             | 100             | 24                     | 81           | 14(15)                            | 1(1)                                | 7(7)                       | 1(1)                       | —                         | —                         | 5(5)  |          |                |
|                            |       |       | 郡家町               | 4              | 108            | 107            | 99.1            | 27                     | 97           | 10(9)                             | 1(1)                                | —                          | 6(6)                       | 2(2)                      | 1(1)                      | 1(1)  |          |                |
|                            |       |       | 船岡町               | 9              | 54             | 52             | 96.3            | 6                      | 39           | 13(25)                            | 2(4)                                | 3(6)                       | 2(4)                       | 4(8)                      | 3(6)                      | —     | ☆        |                |
|                            |       |       | 河原町               | 4              | 99             | 94             | 94.9            | 24                     | 84           | 10(11)                            | 4(4)                                | 3(3)                       | 1(1)                       | 1(1)                      | 1(1)                      | —     |          |                |
|                            |       |       | 八東町               | 6              | 97             | 96             | 98.9            | 16                     | 62           | 34(35)                            | 15(16)                              | 7(7)                       | 4(4)                       | 1(1)                      | 10(10)                    | —     |          |                |
|                            |       |       | 若桜町               | 10             | 66             | 66             | 100             | 7                      | 44           | 22(33)                            | 8(12)                               | 9(14)                      | 2(3)                       | 4(6)                      | 1(2)                      | —     | ☆        |                |
|                            |       |       | 用瀬町               | 4              | 52             | 51             | 98.1            | 13                     | 39           | 12(24)                            | 4(8)                                | 3(6)                       | 2(4)                       | 3(6)                      | —                         | —     |          |                |
|                            |       |       | 佐治村               | 4              | 37             | 35             | 94.6            | 9                      | 30           | 5(14)                             | 1(3)                                | 2(6)                       | 2(6)                       | —                         | 1(3)                      | —     | ☆        |                |
| 智頭町                        | 4     | 119   | 114               | 95.8           | 29             | 75             | 39*(3)          | 23(20)                 | 6(5)         | 8(7)                              | 1(1)                                | —                          | —                          | ☆                         | *不明1名を含む                  |       |          |                |
| 倉吉<br>(R4)                 |       |       | 倉吉市               | 24             | 595            | 592            | 99.5            | 25                     | 445          | 147(25)                           | 27(5)                               | 33(6)                      | 55(9)                      | 16(3)                     | 37(6)                     | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 羽合町               | 4              | 97             | 92             | 94.2            | 23                     | 77           | 15(16)                            | 5(5)                                | 4(4)                       | 3(3)                       | —                         | 7(8)                      | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 泊村                | 4              | 39             | 38             | 97.4            | 10                     | 31           | 7(18)                             | 1(3)                                | 4(11)                      | 2(5)                       | —                         | —                         |       |          |                |
|                            |       |       | 東郷町               | 4              | 78             | 74             | 94.9            | 19                     | 54           | 20(27)                            | 6(8)                                | 4(5)                       | 3(4)                       | 3(4)                      | 4(5)                      |       |          |                |
|                            |       |       | 三朝町               | 6              | 100            | 100            | 100             | 17                     | 70           | 30(30)                            | 5(5)                                | 5(5)                       | 5(5)                       | 5(5)                      | 10(10)                    |       |          |                |
|                            |       |       | 関金町               | 4              | 53             | 53             | 100             | 13                     | 32           | 21(40)                            | 21(40)                              | 2(4)                       | 3(6)                       | 1(2)                      | 4(8)                      | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 北条町               | 4              | 92             | 84             | 91.3            | 21                     | 63           | 21(25)                            | 11(13)                              | 7(8)                       | 4(5)                       | 1(1)                      | 2(2)                      | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 大栄町               | 4              | 115            | 115            | 100             | 29                     | 34           | 81(70)                            | 57(50)                              | 21(18)                     | 11(10)                     | —                         | 6(5)                      | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 東伯町               | 6              | 139            | 136            | 97.8            | 23                     | 124          | 12(9)                             | —                                   | 3(2)                       | 7(5)                       | —                         | 2(1)                      | —     |          |                |
|                            |       |       | 赤碕町               | 4              | 96             | 94             | 97.9            | 24                     | 38           | 56(60)                            | 89*(95)                             | 14(15)                     | 2(2)                       | —                         | 4(4)                      | ☆     | *のべ人数    |                |
|                            |       |       | 米子<br>(UR2)<br>西部 |                |                | 米子市            | 24              | 1,520                  | 1,414        | 93.0                              | 59                                  | 1,088                      | 326(23)                    | 132(9)                    | 81(6)                     | 40(3) | 4(0)     | 95(7)          |
| 境港市                        | 11    | 397   | 386               |                |                | 97.2           | 35              | 230                    | 156(40)      | 55(14)                            | 26(7)                               | 19(5)                      | 34(9)                      | 49(13)                    | ☆                         |       |          |                |
| 西伯町                        | 6     | 82    | 79                |                |                | 96.3           | 13              | 68                     | 11(14)       | —                                 | 2(3)                                | 5(6)                       | —                          | 4(5)                      |                           |       |          |                |
| 会見町                        | 4     | 47    | 42                |                |                | 89.4           | 11              | 29                     | 13(31)       | 6(14)                             | 3(7)                                | 2(5)                       | —                          | 2(5)                      |                           |       |          |                |
| 岸本町                        | 4     | 63    | 61                |                |                | 96.8           | 15              | 52                     | 9(15)        | 3(5)                              | 2(3)                                | 1(2)                       | —                          | 3(5)                      |                           |       |          |                |
| 日吉津村                       | 4     | 40    | 39                |                |                | 97.5           | 10              | 6                      | 33(85)       | 25(64)                            | 2(5)                                | —                          | 4(10)                      | 2(5)                      |                           |       |          |                |
| 淀江町                        | 4     | 86    | 85                |                |                | 98.8           | 21              | 75                     | 10(12)       | 6(7)                              | 2(2)                                | 1(1)                       | 1(1)                       | —                         | —                         |       |          |                |
| 大山町                        | 4     | 76    | 67                |                |                | 88.2           | 17              | 48                     | 19*(28)      | 1(2)                              | 7(10)                               | 3(4)                       | 4(6)                       | 1(1)                      | —                         | ☆     | *不明3名を含む |                |
| 名和町                        | 4     | 81    | 76                |                |                | 93.8           | 19              | 65                     | 11(14)       | 1(1)                              | 2(3)                                | 3(4)                       | —                          | 5(7)                      |                           |       |          |                |
| 中山町                        | 4     | 57    | 56                |                |                | 98.2           | 14              | 1                      | 55*(98)      | 42(75)                            | 4(7)                                | 1(2)                       | 6(11)                      | 1(2)                      | —                         | ☆     | *不明1名を含む |                |
| 日南町                        | 4     | 59    | 59                |                |                | 100            | 15              | 31                     | 28(47)       | 5(8)                              | 7(12)                               | 6(10)                      | 1(2)                       | 9(15)                     |                           |       |          |                |
| 根雨<br>(S)                  |       |       | 日野町               | 4              | 46             | 44             | 95.6            | 11                     | 27           | 17(39)                            | 13(30)                              | —                          | 2(5)                       | —                         | 2(5)                      |       |          |                |
|                            |       |       | 江府町               | 4              | 45             | 45             | 100             | 11                     | 22           | 23(51)                            | 16(36)                              | 10(22)                     | —                          | —                         | —                         | ☆     |          |                |
|                            |       |       | 溝口町               | 4              | 71             | 61             | 85.9            | 15                     | 27           | 34(56)                            | 21(34)                              | 12(20)                     | —                          | —                         | 1(2)                      |       |          |                |
| 鳥取県総計                      |       |       |                   | 260            | 7,144          | 6,865          | 96.1            | 26                     | 5,110        | 1,755(26)                         | 726(11)                             | 454(7)                     | 274(4)                     | 140(2)                    | 425(6)                    | ☆     |          |                |

注1.「受診率」は小数第2位を、「1回平均児数」「E.その他率」「E<sub>1-5</sub>率」は小数第1位を四捨五入した。

2. E<sub>1</sub>+E<sub>2</sub>+E<sub>3</sub>+E<sub>4</sub>+E<sub>5</sub>>Eを「重複分類あり」として☆印を付した。

出席」を0.5市町村とカウントして、健診医の出席市町村率が鳥取保健所管内で7.1%と低いのに対して、郡家保健所管内—42.9%，倉吉保健所管内—55.0%，米子保健所管内—50.0%，根雨保健所管内—100%であった。④歯科医師については、用瀬町の「時々出席」を除いては、どの市町村でも参加してはいなかった。⑤歯科衛生士については、「毎回出席」が20市町村（52.6%）、「時々出席」が2町（5.3%）であった。歯科衛生士に関しては未配置のところもあったが、未配置のところも「出席せず」として含めて見ると、健診医と同様に、東部圏域（出席市町村率—7.1%）に対して中部（75.0%）及び西部圏域（89.3%）において歯科衛生士の参加が多かった。⑥栄養士については、「毎回出席」が11市町（28.9%）、「時々出席」が4町村（10.5%）であった。⑦看護婦については、「毎回出席」が8町村（21.1%）、「時々出席」が3町（7.9%）であった。心理相談員及び家庭児童相談員については、未配置のところが少ない。⑧心理相談員については、ここでは、保健婦が兼ねている場合は除き、「児童心理学の学識を持つ者」（鳥取市）および「保母」（船岡町）で心理相談を担当する者の場合をカウントした。「毎回出席」が2市町（5.3%）であった。⑨家庭児童相談員については、「毎回出席」が境港市（2.6%）、「時々出席」が鳥取市（2.6%）のみであった。米子市では出席していなかった。⑩事務員については、「毎回出席」が9町村（23.7%）、「時々出席」が8町村（21.1%）であった。なお、その他に、郡家町では1・6健診の補助として応援をえている母子保健推進員（3名）が毎回出席していた。

ところで、理想から言えば、健診に関与しているスタッフの全てが出席してカンファレンスが開催されるのが望ましいと思われる。しかし、参加スタッフ職種数別（「時々出席」は0.5職種とカウント）に見ると、気高町の2職種から大山町の6.5職種までの開きがあった。市町村別に詳しく見ると、2～2.5職種が5町村（13.2%）、3～3.5職種が11市町村（28.9%）、4～4.5職種が9市町村（23.7%）、5～5.5職種が10町村（26.3%）、6～6.5職種が3町（7.9%）であった。

保健所管内で見ると、鳥取保健所管内が市町村保健婦と保健所保健婦を基本としたカンファレンスのタイプであるのに対して、根雨保健所管内では市町村保健婦、保健所保健婦、健診医、歯科衛生士、栄養士の5職種を基本としたタイプとなっていた。電話で尋ねたところ、根雨保健所管内では、健診に携わる関係者が全員出席することは「当然のこと」と受け取られていたが、健診医（健診医は、第II報当時の根雨保健所の医師から、現在は鳥大医学部の医師に交代している）などの関係スタッフの協力があってはじめて実現できることであり、注目された。

健診結果の判断などに健診医の果たす役割は大きいと推察される。にも関わらず、健診医が出席していたのは半数余りの市町村においてであった。市部では、米子市はきちんと健診医の参加の下にカンファレンスが開催されていたのに対して、鳥取市、倉吉市、境港市では健診医は出席できていなかった。同様に「カンファレンス」と呼称されていても、参加スタッフの相違から、その性格も各市町村で異なっていることが推察された。

### 3. 追跡状況（調査項目C-3）（表2-4）

言語発達の遅れなど健診当日だけでは確定診断できない1歳6か月児の発達の特徴から、1・6健診では追跡活動が重要になってくる。鳥取県の場合、保健所等に送付した場合には、市町村に結果が返されるようにはなっているが、加えてここでは、市町村独自の追跡活動の実施状況を尋ねた。

表2-4に示したように、回答結果は、「医療機関、児童相談所、保健所などに送付した後は、その結果を受ける以外に、特に市町村として独自の追跡活動はしていない。」が3町（7.7%）、「独自の追跡活動はしていないが、保健所などの実施する追跡活動に要請に応じて協力している。」が13町

表2-3 カンファレンス

(1988年度)

| 保健所     | 児童相談所 | 福祉事務所 | 市町村  | 項目 | 開催状況 | 平均時間 |       | 参加スタッフ   |         |         |      |       |        |      |      |        |        |       | その他   |       |       |          |
|---------|-------|-------|------|----|------|------|-------|----------|---------|---------|------|-------|--------|------|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|----------|
|         |       |       |      |    |      | 当日開催 | 1時間以内 | 参加スタッフ職数 | ①市町村保健婦 | ②保健所保健婦 | ③健診医 | ④歯科医師 | ⑤歯科衛生士 | ⑥栄養士 | ⑦看護婦 | ⑧心理相談員 | ⑨家庭児童員 | ⑩事務員  |       |       |       |          |
|         |       |       |      |    |      |      |       |          |         |         |      |       |        |      |      |        |        |       |       | 1時間以内 | 1~2時間 | 参加スタッフ職数 |
| 鳥取(R2)  | 中央部   | 鳥取    | 鳥取市  | ○  | ○    | ○    | (○)   | 3        | ○       | △       | ×    | ×     | ×      | ×    | ×    | ○      | 心理     | △     | ×     |       |       |          |
|         |       |       | 国府町  | ○  | ○    | ○    |       | 3.5      | ○       | ○       | △    | ×     | ×      | ×    | ○    |        |        |       |       | ×     |       |          |
|         |       |       | 岩美町  | ○  | ○    | ○    |       | 2.5      | ○       | ○       | ×    | ×     |        |      |      |        |        | (保健婦) |       |       | △     |          |
|         |       |       | 福部村  | ○  | ○    | ○    |       | 2.5      | ○       | ○       |      |       |        |      | △    |        |        |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 気高町  | △  | ○    | ○    |       | 2        | ○       | △       |      |       |        |      |      |        |        |       |       |       | △     |          |
|         |       |       | 鹿野町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       | ×    | ×     | ○      | ○    |      |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 青谷町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       |      |       |        |      | ○    | ○      |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 郡家町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       |      |       | 診察後に協議 |      |      |        |        |       |       |       |       | ○母子保健推進員 |
|         |       |       | 船岡町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       |      |       |        |      |      |        | ○      |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 河原町  | ○  | ○    | ○    |       | 3        | ○       | ○       | ×    | ×     |        |      |      |        | ○      |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 八東町  | ×  |      |      |       |          |         |         |      |       |        |      |      |        |        |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 若桜町  | ○  | ○    | ○    |       | 2.5      | ○       | ○       | ×    | ×     |        |      |      | ×      |        |       |       |       | △     |          |
|         |       |       | 用瀬町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | △       | ○    | △     |        |      |      | △      |        |       |       |       | △     |          |
|         |       |       | 佐治村  | ○  | ○    |      | ○     | 3.5      | ○       | ○       | ○    | ×     | ×      |      |      |        |        |       | (保健婦) |       | △     |          |
| 智頭町     | ○     | ○     | ○    |    | 2.5  | ○    | △     | ○        |         |         |      |       |        |      |      |        |        |       |       |       |       |          |
| 倉吉(R4)  | 倉吉    | 倉吉    | 倉吉市  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       | ×    | ×     | ○      | ○    |      |        |        |       |       | ×     |       |          |
|         |       |       | 羽合町  | ○  | ○    | ○    |       | 3        | ○       | ○       |      |       | ○      |      |      |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 泊村   | ○  | ○    | ○    |       | 5.5      | ○       | ○       | ○    | ○     | ○      | △    |      |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 東郷町  | ○  | ○    | ○    |       | 3.5      | ○       | ○       | △    | ×     | △      |      |      |        |        |       |       |       |       | ○        |
|         |       |       | 三朝町  | ○  | ○    | ○    |       | 6        | ○       | ○       | ×    | ×     | ×      | ○    | ○    |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 関金町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       | ×    | ×     |        |      |      |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 北条町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       | ○    |       | ○      |      |      |        |        |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 大栄町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       | ×    | ×     | ○      | ○    | △    |        |        |       |       |       | △     |          |
|         |       |       | 東伯町  | ○  | ○    |      | ○     | 4        | ○       | ○       | ○    | ×     |        | ×    |      |        |        |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 赤碕町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       | ○    |       | ○      | ○    | ×    |        |        |       |       |       |       |          |
| 米子(UR2) | 米子    | 西     | 米子市  | ○  | ○    | ○    |       | 3        | ○       | ○       | ○    | ×     | ×      | ×    | ×    |        |        |       | ×     | ×     |       |          |
|         |       |       | 境港市  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       | ×    | ×     | ×      | ×    | ×    |        |        |       | ○     | ×     |       |          |
|         |       |       | 西伯町  | ○  | ○    | (○)  |       | 3        | ○       | ○       | △    | ×     | △      |      | ×    |        |        |       |       |       | ×     |          |
|         |       |       | 会見町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       | ○    |       | ○      |      |      |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 岸本町  | ○  | ○    | ○    |       | 4        | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      |      |      |        |        | (保健婦) |       |       | ×     |          |
|         |       |       | 日吉津村 | ○  | ○    | ○    |       | 5.5      | ○       | ○       | ×    | ×     | ○      | △    | ○    |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 淀江町  | ○  | ○    | ○    |       | 3.5      | ○       | ○       | ×    | ×     | ○      | ×    |      |        |        |       |       | △     |       |          |
|         |       |       | 大山町  | ○  | ○    | ○    |       | 6.5      | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      | △    | ○    |        |        |       |       |       | ○     |          |
|         |       |       | 名和町  | ○  | ○    |      | ○     | 3.5      | ○       | ○       | △    |       | ○      |      |      |        |        |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 中山町  | ○  | ○    | ○    |       | 3        | ○       | ○       | ×    | ×     |        |      |      |        |        |       |       |       | ×     |          |
|         |       |       | 日南町  | ○  | ○    | ○    |       | 5        | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      | ○    | ×    |        |        | (保健婦) |       |       |       |          |
|         |       |       | 日野町  | ○  | ○    | (○)  |       | 5        | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      | ○    | ×    |        |        |       |       |       | ×     |          |
| 根雨(S)   | 根雨    | 根雨    | 江府町  | ○  | ○    | ○    | (○)   | 6        | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      | ○    |      |        | (保健婦)  |       |       |       |       |          |
|         |       |       | 溝口町  | ○  |      | ○    |       | 5.5      | ○       | ○       | ○    | ×     | ○      | ○    |      |        | (保健婦)  |       |       | △     |       |          |

注1. 「開催状況」は、○-毎回開催、△-時々開催、×-開催せず  
 2. 「平均時間」の( )内は調査項目B-2-(2)で補正したもの。  
 3. 「参加スタッフ」は、○-毎回出席、△-時々出席、×-出席せず、×-未配置、/ -表1-4による未配置の補正、空白-未回答。  
 4. 参加スタッフ職種数は、○-1、△-0.5としてカウントした合計数。但し、心理相談員の中で保健婦兼務はカウントしなかった。

村（33.3%）、「市町村で独自の追跡活動を行っている。」が23市町村（59.0%）であった。半数以上の市町村は、結果の返しを待ったり、保健所の要請に応じて協力する以上に、独自の追跡活動を行っていると回答していた。

独自の追跡活動として最も多く実施されていたものから掲げると、「医療機関での治療、専門療育機関での療育の状況を独自に把握する。」が17市町村（全市町村の43.6%）、「保健所でのクリニック等の状況を独自に把握する。」が15市町村（38.5%）、「市町村で独自にフォロー健診（相談）を実施している。」が11市町村（28.2%）、「市町村で独自に追跡児についてのケース会議などを開催している。」が2町村（5.1%）であり、「市町村で独自に療育事業（ミニ療育会など）を開催している」ところはなかった。

1・6健診のフォロー健診に関して詳しくみると、何等かの形態でフォロー健診を実施していた11市町村の内、後日の1・6健診を利用していたのは6町村（39市町村の15.4%）、2歳児健診・相談を利用していたのは5町（12.8%）、その他の乳児健診や3歳児健診を利用していたのは4町村（10.3%）であった。注目されたのは、市町村として独自に1・6健診の事後健診・相談を設定していると回答した佐治村、倉吉市、名和町、米子市の4市町村（10.3%）である。電話で確認したところ、佐治村、名和町は他の健診日を利用して1・6健診の事後健診を行う形を採っていた。倉吉市では、精神発達・しつけ面で問題のある児を対象に倉吉児童相談所の心理判定員が助言・指導を行う「すくすく相談」が、フォローを兼ねて毎月1・6健診日に並行して開催されていた。米子市では、独自の事後健診が鳥大医学部の医師の参加を得て、3か月に1回、年4回取り組まれていた。米子保健所で発達クリニックが開始される前に実施されていたことから、現在も発達クリニックとともに独自のフォローシステムとして機能している。

なお、第Ⅰ・Ⅱ報にあるように、2歳児健診・相談を既に実施していた市町村にあっても、2歳児健診（相談）を1・6健診のフォロー健診として回答していなかった点は意外であった。乳児期から幼児期への発達における階層間の飛躍的移行を成し遂げた後、自我を誕生、拡大・充実させているかどうかを診断し、自己主張や反抗、発達上のアンバランスなどの各種の新しい育児上の相談に応じていく上で、今後は2歳時点での健診・相談の意義が増すものと予測される<sup>3)</sup>。鳥取県においても、2歳児健診・相談と1・6健診とのより一層の関連づけが待たれる。（以上 渡部）

### 3. 県下統一の「1歳6か月児健診票」

#### 1. 健診票の記入（調査項目D-1）

統一して用いられている健診票の配布方法、いつ・どこで・誰が記入するかについて尋ねた。

鳥取市以外の38市町村で郵送配布され、健診までに自宅で記入されていた。鳥取市では、当日受付前に配布し、会場で記入する。「誰が」記入するか特に指定している所はない。健診に付き添う人と養育者が異なる場合やアンケート項目で尋ねられている行動を見ていない場合に当日記入の困難が推察される。

#### 2. 健診票の管理（調査項目D-2）（表3-1）

県下統一の健診票と市町村で行われ管理されてきた乳児期の健診・相談の記録との関係はどのようになっているだろうか。健診票の保管方法について調べた。

表3-1に示すように、全市町村で健診票の現物が保管されている。市町村のカルテに全員まと

表 2-4 市町村による追跡活動

(1988年度)

| 保健所                        | 児童相談所 | 福祉事務所 | 項目<br>市町村  | 実施状況       | 独自の追跡活動       |                |                    |            |       | 備考                      |                     |
|----------------------------|-------|-------|------------|------------|---------------|----------------|--------------------|------------|-------|-------------------------|---------------------|
|                            |       |       |            |            | ①治療・療育状況の追跡把握 | ②保健所クリニックの追跡把握 | ③フォロー健診(相談)の実施     | ④ケース追跡児会の議 | ⑤療育事業 |                         |                     |
| 鳥取( R2 )<br>中央郡<br>家( L5 ) |       | 鳥取    | 鳥取市        | ○          | ○(2, 3)       | ○(2, 3)        |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 国府町        | ○          | ○(2, 3)       | ○(2, 3)        |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 岩美町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 福部村        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 気高町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 鹿野町        | ○          | ○(2, 3)       | ○(2, 3)        |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 青谷町        | ○          | ○(1, 2, 3)    |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 郡家町        | ○          | ○(2, 3)       |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 船岡町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 河原町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 八東町        | ×          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 若桜町        | ○          | ○(2, 3)       | ○(2, 3)        |                    |            | ○*    |                         | *保健所保健婦も参加してカンファレンス |
|                            |       |       | 用瀬町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 佐治村        | ○          | ○(2)          | ○(1, 2)        | ○(1.6, 事後)<br>その他* |            |       |                         | *乳児健診を利用            |
|                            |       |       | 智頭町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
| 倉吉( R4 )                   |       | 倉吉    | 倉吉市        | ○          | ○(2, 3)       | ○(3, 4)        | ○(事後)              |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 羽合町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 泊村         | ○          | ○(2, 3)       | ○(1, 2, 3)     |                    | ○          |       |                         |                     |
|                            |       |       | 東郷町        | ○          | ○(2, 3)       |                | ○(2歳)              |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 三朝町        | ○          |               | ○(1, 2)        |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 関金町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 北条町        | ×          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 大栄町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 東伯町        | ×          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 赤碓町        | ○          | ○(3, 4)       |                | ○(1.6, 事後)*        |            |       |                         | *3歳児健診, 乳児健診を利用     |
| 米子( UR2 )<br>根雨( S )       |       | 米子    | 米子市        | ○          |               |                | ○(事後)              |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 境港市        | ○          | ○(2, 3)       |                |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 西伯町        | ○          | ○(1, 2, 3)    | ○(1, 2, 3)     |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 会見町        | ○          |               |                | ○(1, 6)            |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 岸本町        | ○          | ○(2, 3)       | ○(3, 4)        | ○(1.6, 2歳)         |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 日吉津村       | ○          |               | ○(2)           |                    |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 淀江町        | ○          | ○(3)          | ○(3)           | ○(その他)*            |            |       | *児相より心理判定員参加の為に3歳児健診を利用 |                     |
|                            |       |       | 大山町        | ○          | ○(4)          | ○(4)           | ○(1.6, 2歳)<br>その他* |            |       | *乳幼児健診を利用               |                     |
|                            |       |       | 名和町        | ○          |               | ○(2, 3)        | ○(2歳, 事後)          |            |       |                         |                     |
|                            |       |       | 中山町        | △          |               |                |                    |            |       |                         |                     |
| 日南町                        | ○     | ○(3)  |            |            |               |                |                    |            |       |                         |                     |
| 日野町                        | △     |       |            |            |               |                |                    |            |       |                         |                     |
| 江府町                        | ○     |       | ○(1, 2, 3) | ○(1.6, 2歳) |               |                |                    |            |       |                         |                     |
| 溝口町                        | △     |       |            |            |               |                |                    |            |       |                         |                     |

注 1. 「実施状況」は、○—独自活動, △—保健所などに協力, ×—特になし。  
 2. 「独自の追跡活動」の内, ①②に関しては, 1—受診等への付添い, 2—家庭訪問, 3—電話, 4—その他。  
 3. 「独自の追跡活動」の内, ③に関しては, 1・6—後の1・6健診日を利用, 2歳—2歳児健診(相談)を利用, 事後—独自に事後健診(相談)を設定, その他。

める所が25市町村（64.1%）、対応の必要な児のみまとめる所が4町（10.3%）、全くまとめず別綴とする所が8市町村（20.5%）である。その他、西伯町では健診票のアンケート部分のみ活用し、健診の記録は町独自の「乳幼児健診記録票」に記入している。名和町では情報センターの健康管理システムに入力し、乳児期からの記録を随時に引出せるシステムに移行中とのことで、現在必要児のみ台帳に転記している。まとめ方は、一人ずつとじこむ方法が大半である。

問診の聴き取りの際に乳児期からの記録を活用している所は3分の1に満たない。統一健診票を市町村の健診システムの中にどのように位置づけて活用しているか、さらに実態を明らかにすることが課題である。また県下統一したことで得られる情報のフィードバックの保障についても検討していく必要がある。

### 3. 健診票に基づく発達チェック（調査項目D-3）（表3-1）

#### （1）有意味語の基準

統一健診票のアンケート12項目の内の⑨番「マンマ、プープー、パパなど意味のあることばを言いますか」という有意味語を確認する項目は、「たとえ一項目といえど高いリスクがある」と重視され、有意味語の数が0か1ケの児の追跡検討が行われている<sup>4)</sup>。

厚生省の1977年の通知では1歳6か月は言語の標識が容易に得られると記されている。しかし1歳6か月時点の言語発達は個人差が大きく、発語がないからといって発達に問題があるとは言えない。1歳6か月児健診の主たるスクリーニングの対象である中度から軽度の障害児の大半が言語の遅れを持っていることが指摘される一方で、「有意味語なし」とチェックされた児の中に経過観察の必要ない児が含まれている<sup>5)</sup>。1歳6か月時点で言語発達の遅れをリスクとして判断する上での困難が推察される。

そこで、有意味語としてどんなものを取りあげ、どんな基準を設けて対応しているか次の小金井市の例を参考に尋ねた。東京都小金井市では有意味語の定義として以下の3点を挙げている<sup>6)</sup>。

- 1) ことばと「人」「物」などが意味の上で対応していること——「パパパ…」等不完全な形態のものや、「ママ」と言いつつ母親以外の他人を指す場合は除く。
- 2) 自発語であること——大人が無理に言わせたのではなく、オーム返しとも異なり、自分から状況に誘発されて発語することが条件。
- 3) くり返し使えること——偶然親の耳に聞こえたにすぎないかもしれないので、くり返しの使用によって語としての定着をみる。

その上で、有意味語数3語以下の児が1・6健診の場で心理相談をうけることとなっている。

表3-1に示したように、「意味の上で人や物と対応していること」（鳥取市、東郷・東伯・淀江町）、「母親や家族にはっきり意味の分ることば」（用瀬町、境港市）のほか、「小金井市と同様」（郡家・八東町）との回答があった。コトバや人と物との意味上の対応がほぼ共通して挙げられている。その対応を確かめる上で、京都市K保健所では「これ何？」と問われて答える場合のような、応答的關係における対象指示語の使用を重視している。子どもが「コトバのもの」という指示的關係を理解していることを示唆するという<sup>7)</sup>。母親から報告される有意味語のうち、動作の随伴語（例「バイバイ」）よりも対象を示すことば（例「ワンワン」）を重視する、喃語と見分けにくい発声の語（例「マンマ」「パパ」）以外にも対象を示すことばを確認する等、内容面での留意が可能である。問診の際に出会う判別困難な事例を蓄積しつつ有意味語の基準設定を明らかにする努力が求められよう。郡家保健所管内で検討中との回答があった。

表3-1 健診票の管理と発達チェック

(1988年度)

| 保健所            | 児童相談所 | 福祉事務所  | 市町村  | 健診票の管理       |  |      | 健診票に基づく発達チェック                     |          |        |     |    |     |                   |
|----------------|-------|--------|------|--------------|--|------|-----------------------------------|----------|--------|-----|----|-----|-------------------|
|                |       |        |      | 保管           | 市町村との関係                                    | まとめ方 | 基準                                | ○ → 基準内容 | 独自チェック | 指さし | 発語 | つみ木 | はめ板               |
| 鳥取(R2)中央郡家(L5) | 東部    | 鳥取市    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 対象語3つ以上                           | ○        |        |     |    |     | 応答の指さし            |
|                |       | 国府町    | 現物   | まとめず         | —  | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 岩美町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 福部村    | 現物   | まとめず         | —  | —    |                                   |          | ◎      |     |    |     |                   |
|                |       | 気高町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 鹿野町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 青谷町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 郡家町    | 現物   | 必要児のみ        | とじこみ                                       | ○    | 小金井市と同じ、語数3ヶ以下                    |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 船岡町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 河原町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 八東町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 小金井市と同じ                           |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 若桜町    | 現物   | 必要児のみ        | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 用瀬町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 家族がはっきり分ることば(人、物)が2ヶ以下ならクリニックへ    |          |        |     |    |     |                   |
| 佐治村            | 現物    | 全員まとめる | とじこみ | ○            | 有意義語1ヶ以下(0ヶの児はDrと相談)1ヶ(+ )0ヶだが理解(+ )→2才まで① | ○    | ○                                 | ○        | ◎      | ◎   |    |     |                   |
| 智頭町            | 現物    | 全員まとめる | とじこみ | —            | 八頭郡内で検討中                                   |      |                                   |          |        |     |    |     |                   |
| 倉吉(R4)         | 中部    | 倉吉市    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 有意義語0~1ヶ→理解・発達全体と合せて「すくすく相談」phn①  |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 羽合町    | 現物   | 全員まとめる       | —  | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 泊村     | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 東郷町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 有意義語2ヶ以下はしつけ相談へ(物との対応を確める)        | ○        | ◎      | ◎   | ◎  |     |                   |
|                |       | 三朝町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 関金町    | 現物   | 必要児のみ        | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 北条町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 大栄町    | 現物   | まとめず         | —  | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 東伯町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ<br>転記                                 | ○    | 意味の上で人や物と対応していること                 | ○        | ○      | ○   | ○  |     | なぐりがき<br>pinching |
|                |       | 赤碕町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
| 米子(UR2)根雨(S)   | 西部    | 米子市    | 現物   | まとめず         | —  | ○    | 問診で絵カードでの発語、指さしをみる。2語以下の児はカンファで検討 | ○        | ○      | ○   |    |     |                   |
|                |       | 境港市    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | ○    | 母親に意味のわかることは2ヶ以下はフォロー             |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 西伯町    | 現物   | *健診部分は町独自の記録 | —  | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 会見町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          | ○      | ○   | ○  | ○   |                   |
|                |       | 岸本町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 日吉津村   | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          | ○      |     |    | ○   | ○                 |
|                |       | 淀江町    | 現物   | まとめず         | —  | ○    | 意味の上で人や物と対応10ヶ以上                  | ○        | ○      |     | ○  | ○   |                   |
|                |       | 大山町    | 現物   | 全員まとめる       | 転記<br>記録                                   | —    |                                   |          | ○      | ○   | ○  | ○   | ○                 |
|                |       | 名和町    | 現物   | *健康管理システムに入力 | —  | —    |                                   |          | ○      | ○   | ○  |     |                   |
|                |       | 中山町    | 現物   | 全員まとめる       | とじこみ                                       | —    |                                   |          |        |     |    |     |                   |
|                |       | 日南町    | 現物   | 必要児のみ        | とじこみ                                       | —    |                                   |          | ○      | ○   | ○  |     |                   |
|                |       | 日野町    | 現物   | まとめず         | —  | —    |                                   |          | ○      |     |    | ○   | ◎                 |
| 江府町            | 現物    | まとめず   | —    | —            |  |      | ○                                 | ○        |        | ○   | ○  |     |                   |
| 溝口町            | 現物    | まとめず   | —    | —            |  |      |                                   |          |        |     |    |     |                   |

注) 発達チェック欄の○印は全対象児に行われるもの。◎印は必要児のみに行われるものを示す。

次に、基準に沿ってききとられた有意味語を、1歳6か月時点のスクリーニング指標としてどのように用いているか見てみよう<sup>9)</sup>。有意味語の数によって整理する。

「0, 1語」 佐治村では理解と合せて医師と相談の上2歳頃まで経過観察とする。倉吉市では理解面・発達全体と合せて「すくすく相談」で追跡する。

「2語以下」 米子市では絵カードでの指さし・発語を合せてカンファレンスで検討する。経過観察とする（境港市）、クリニックへ送る（用瀬町）、2歳児しつけ相談へ送る（東郷町）などの対応がとられている。鳥取市では1・6健診の場で心理相談をうける。

その他、郡家町では「3語以下」、淀江町では「9語以下」の場合に何らかの対応がとられる。

対象を語として弁別しているか見るために、最低2語以上を対応の目安にしていることが伺える。東京都練馬保健所では、ある程度の量によって対象を弁別した有意味語としての質的差異を確定するために5語以下の児が心理相談をうける<sup>9)</sup>。語数を目安として基準を設けることは、有意味語の定義を設け内容を明らかにする作業と切り離せない関係がある。語数の基準が小さいものであるほど定義を明確にすることが求められよう。また、1・6健診の場に2次スクリーニングとしての心理相談等が設けられているかどうかで基準も変わってくる。

## （2）独自の発達チェック

有意味語の数が少ない場合、言語理解や指さしの使用など他の指標と合せて吟味する必要はいうまでもないが、健診票のアンケート項目を保護者から聴き取って確認することに加えて市町村独自にどのような発達チェックを行っているだろうか。

表3-1に見られるように、独自の発達チェックが14市町村（35.9%）で行われている。「指さしをさせての確認」が10市町村（25.6%）、うち必要児のみの実施が1町、「発語をさせての確認」が9市町村（23.1%）、うち必要児のみの実施が2町、「つみ木重ね・つみ木並べ」が9市町村（23.1%）、うち必要児のみの実施が2町、「はめ板検査」が6市町村（15.4%）、うち必要児のみの実施が2町であった。

その他に、鳥取市では全対象児に「応答の指さし」（問われて答える指さし）について尋ね、東伯町では「なぐりがき」「ピンチング」（小さい球を指先で持たせる）が全対象児に行われている。

統一健診票のアンケート項目は保健婦が問診によって確認するが、原則として質問内容をテストすることは禁じられてきた<sup>4)</sup>。アンケートに見られる保護者の子どもの理解や日常生活の背景を重視すること、検査をすることで健診では子どもがふり分けられる等の保護者の誤解を生じる危険があることが考慮されている。しかし、実際には保健婦が問診場面で子どもの遊び相手となりながら簡単なチェックを行っている。アンケートによる聴き取り方式自体の持つ矛盾（母親の問題意識によっては、客観性を追求しうるアンケートの信頼性が乏しくなる恐れ）を検討する必要も指摘されている<sup>10)</sup>。言語発達上の問題を正確に観る、1歳6か月時点の発達の特徴に照らして児を把える必要から、保護者からの聴き取りに加えて専門的観点から児の状態を押えて保護者と確認していく課題を慎重に検討する必要があるのではないか。そのための専門職の配置も模索されている。

1・6健診では経過観察を通しての状況把握が欠かせない。1歳6か月時点のみで言語発達の問題を判断することは困難である。保健婦がケースを追跡する活動の中でケースを集団的に検討することを通して、1歳6か月時点の発達指標を見直す、経過観察の時期とポイントを検討し、見直しをもってケースにあたるのがとくに重要なものと考えられる。ケースに即したカンファレンスや研修の意味は大きい。

（以上、田丸）

#### 4. 1歳6か月児健診の強化策

##### 1. 重点リスク児の設定 (調査項目E-1) (表4-1~2)

冒頭で述べた1977年の厚生省通知においては、1・6健診に関して、「運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害をもった児童」等の早期発見・早期指導の目的を明示していた。鳥取県下の各市町村においては、1・6健診において、特にどのようなリスク児を発見しようと努めているのであろうか。「地域母子保健システム」の整備につとめ、障害児の8割を1・6健診までに把握していると報告されている神奈川県逗子市の「1・6健診におけるハイリスク基準」(表4-1)を例示した上で、重点リスク児の設定の有無とリスク基準を尋ねた。

「発見すべき重点リスク児を設定している」と回答があったのは、9市町村(23.1%)であった。なお、「県下統一のもの」との記述があった福部村、留意事項にとどめているとした溝口町は、一応除外した。また、淀江町のように、乳児健診と日常活動の充実の上に、1・6健診はスクリーニングの場としてではなく、発達確認の場として位置づけているという回答もあった。

9市町村(および江府町)のリスク基準は表4-2に示したとおりである。

まず、表に記述できないほど詳細な基準を示していた佐治村と倉吉市について、補足をしておきたい。佐治村では、「①障害児・低体重児・奇形、②栄養状態・身体発育(太りすぎ、痩せすぎ、小柄)、③行動・受診態度(多動、無関心、奇声、怖がる、寡動)、④言語(遅滞、理解困難)、⑤頭・顔・口(貧血、大頭、斜頸)、⑥胸・腹・外性器(心雑音、肝腫大、胸郭異常、ヘルニヤ)、⑦皮膚(血管腫、カフエオーレ斑1cm<sup>2</sup>×6こ以上)、⑧眼・耳(斜視、眼振、難聴、眼瞼下垂)、⑨四肢・運動機能(O脚・X脚、内反足・外反足、片まひ、遅滞)」が挙げられていた。倉吉市では、「①運動発達の遅れ(歩かない、よく転ぶ)、②言語発達の遅れ(言葉が出ない〔0~1語〕、親の言うことが理解できない)、③精神発達の遅れ(落ち着きがない、視線があわない)、④育児環境の問題(育児に積極的でない、生活時間がずれている、母子関係がよそよそしい)」であった。

9市町村に共通して掲げられていたのは、①運動発達の遅れ、②精神発達の遅れ、③言語発達の遅れの3リスクであった。加えて、発育の偏り、母子関係、育児態度・育児環境、虫歯、その他の疾病などが見られた。

他の市町村でも、健診場所では何等かの留意を行っているものと思われるが、重点リスク児として設定されているところは、予想外に少なく感じた。県下統一の1・6健診票の開始から既に7年目に入っており、保健所クリニックや3歳児健診との関連で蓄積されたデータを検討すれば、1・

表4-1 逗子市の「1歳6か月児健診におけるハイリスク基準」

- 
- 1 障害児
  - 2 低体重児
  - 3 奇形
  - 4 先天性心疾患
  - 5 運動発達の遅れ——歩かない、よくころぶ
  - 6 精神発達の遅れ——周囲の人や物に関心を示さない、異常におとなしい、多動
  - 7 言語発達の遅れ——自発語がない・少ない、親のいうことが理解できない、絵本の指さしをしない
  - 8 発育の偏り
  - 9 その他——斜視、難聴、けいれん、跛行、内反足、外反足、O脚、X脚、その他
-

6時点で把握すべき重点リスク児を設定し、統一健診票の項目と関わらせてより厳密なリスク基準を示しうる時期にある。

## 2. 厚生省による強化方針の具体化（調査項目E-2）（表4-2）

厚生省は、「1歳6か月児健康診査の強化について」（1987年5月20日付け、児発第440号通知）において、①心理相談担当者の健診への参加、②精密健康診査の実施の2項目に関して、予算的裏付けを伴う形で1・6健診の強化策を提示した。県下におけるその実施状況を尋ねた。

### （1）心理相談担当者の配置

まず、心理相談の担当者新たにを加えて一般健診の充実を図る強化策に関しては、「1988年度までに実施済み」が6市町村（15.4%）、「1989年度から実施（予定）」が1町（2.6%）、「今後実施を検討したい」が15市町村（38.5%）と、半数を越える市町村は何等かの形で心理相談担当者の配置による1・6健診の強化を予定・検討していた。一方、「検討する予定もない」と回答したのは11市町（28.2%）、未回答は6町（15.4%）であった。

なお、国の補助金に基づいて心理相談担当者を1989年度現在で配置している市町村について、表2-2による補正も行っており、電話で確認した結果、「児童心理学の学識を持つ者」を配置していたのは鳥取市の1市（39市町村の2.6%）、「保健婦」が心理相談担当者を兼ねていたのは岩美、郡家町、佐治村、岸本、日野、江府、溝口町の7町村（17.9%）、「保母」を配置していたのが船岡町の1町（2.6%）であった。

ただし、心理相談担当者の仕事の実態は様々であり、「心理相談員による指導」が独立して設けられていたのは鳥取市のみであった。他のところは、心理相談担当者としての雇い上げによる増員分を健診の介助や補助業務に当てたり、問診や保健指導等の中に心理相談的な内容を加味している現状である。その点に関わって、江府町は心理相談担当者は既に増員しているものの、きちんとした「心理相談」を今後検討したいという意味で「△」の回答をしたという。

一方、未回答、または心理相談担当者の配置の予定はないと回答したところでも、「すすすす相談で対応可能」（倉吉市）、「2歳児相談を利用」（東伯、名和町）、「同日の3歳児健診を利用」（淀江町）といったように、児童相談所の心理判定員が既に参加している健診・相談を活用することで対処しようという意向も伺えた。

小児神経・発達専門医を1次及び2次スクリーニングに確保することが進んでいる鳥取県においても、健診がスクリーニング機能だけでなく、発達を保障する方向での相談や適切な育児への助言指導の機能を併せ持っていることを考えると、特に自我の誕生・拡充が進む1・6時点の健診にあっては、心理専門職による相談活動の持つ意味は大きく、市町村現場の期待も小さくない。

しかし、全般的にみて、鳥取県のように「児童心理学の学識を持つ者」の確保が困難な自治体にあっては、1・6健診に心理相談の機能を導入しようとする厚生省の強化策は画餅に過ぎないといえる。例えば、市町村の雇い上げとするのではなく、保健所等の県の保健衛生機関に常勤の心理専門職を雇用し、1・6健診などの乳幼児健診に派遣するシステムの方が現実的である。

また、保健婦等の兼務を認める場合には、心理相談員として必要な研修保障の裏付けがあつて初めて実効性のある強化策となると言えよう。保健婦が、公衆衛生活動の中で身につけた保健婦としての素養（生活を診る力）と結合して発達を診る心理専門職にふさわしい力量を養うために発達科学を学び直す（第IV報）ことと同時に、現在の1・6健診業務に携わる中であっても、単なる統一健診票の記入者・問診情報の提供者に留まることなく、ケースを集団的に検討し、ケースを自ら追

表4-2 重点リスク児の設定並びに1・6健診の強化策

(1988年度)

| 保健所              | 児童相談所 | 福祉事務所                                     | 項目<br>市町村 | 重点リスク児の設定                                |                                    | *厚生省による強化方針の具体化 |                      |              |
|------------------|-------|---|-----------|--|------------------------------------|-----------------|----------------------|--------------|
|                  |       |   |           | 設定○<br>なし×                               | リスク基準                              | 心理相談担当者の配置      | 精密健康診査<br>身体面<br>(人) | 精神発達面<br>(人) |
| 鳥取(R2)<br>郡家(L5) | 中央部   | 鳥取  | 鳥取市       | ×  |                                    | ◎ (心理相談員)       | ◎ (47)               | ◎ (7)        |
|                  |       | 国府町                                       | ○         | 運動発達(歩行), 精神発達(異常行動・多動), 言語発達(語い数・会話の理解) | △                                  | ◎ (4)           | ×                    |              |
|                  |       | 岩美町                                       | ×         |  | (保健婦)                              | ◎ (2)           | × (保健所クリニックへ)        |              |
|                  |       | 福部村                                       | (×)       | (県下統一のもの)                                | △                                  | ○               | ×                    |              |
|                  |       | 気高町                                       | ×         |  | ×                                  | ◎ (1)           | ×                    |              |
|                  |       | 鹿野町                                       | ×         |  |                                    | ◎ (1)           | △                    |              |
|                  |       | 青谷町                                       | ×         |  |                                    | ◎ (1)           |                      |              |
|                  |       | 郡家町                                       | ×         |  | ○ (保健婦)                            | ○ (2)           | ◎ (4)                |              |
|                  |       | 船岡町                                       | ×         |  | ◎ (保母)                             | ○               | ◎ (一)                |              |
|                  |       | 河原町                                       | ×         |  | ×                                  | ◎ (一)           | ◎ (一)                |              |
|                  |       | 八東町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (2)           | ◎ (一)                |              |
|                  |       | 若桜町                                       | ×         |  |                                    | ○               | ○                    |              |
|                  |       | 用瀬町                                       | ×         |  | ×                                  | ○ (2)           | ◎ (2)                |              |
|                  |       | 佐治村                                       | ○         | 障害児, 低体重児, 奇形 (詳細略)                      | ◎ (保健婦)                            | ◎ (1)           | ◎ (一)                |              |
| 智頭町              | ×     |   |           | ◎ (4)                                    | ◎ (4)                              |                 |                      |              |
| 倉吉(R4)           | 倉吉中部  | 倉吉  | 倉吉市       | ○  | 運動発達の遅れ, 言語発達の遅れ, 精神発達の遅れ, 育児環境の問題 | × (すくすく相談)      | ◎ (30)               | ◎ (11)       |
|                  |       | 羽合町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (3)           |                      |              |
|                  |       | 泊村  | ○         | 障害児, 発育の偏り, 先天性心疾患, 運動・精神・言語発達の遅れ, その他   | △                                  | ◎ (1)           | ◎ (1)                |              |
|                  |       | 東郷町                                       | ○         | 運動・精神・言語発達の遅れ, その他の疾病                    | △                                  | ◎ (3)           | ◎ (2)                |              |
|                  |       | 三朝町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (4)           | △                    |              |
|                  |       | 関金町                                       | ×         |  | ×                                  | ◎ (3)           | △                    |              |
|                  |       | 北条町                                       | ×         |  | ×                                  | ◎ (2)           |                      |              |
|                  |       | 大栄町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (1)           | ○ (1)                |              |
|                  |       | 東伯町                                       | ×         |  | 2才児しつけ相談へ                          | ◎ (7)           | ◎ (一)                |              |
|                  |       | 赤碕町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (2)           | △                    |              |
| 米子(UR2)<br>根雨(S) | 米子西部  | 米子  | 米子市       | ×  |                                    | △               | ◎ (25)               | ◎ (一)        |
|                  |       | 境港  | 境港市       | ×  |                                    | △               | ◎ (17)               | ◎ (一)        |
|                  |       | 西伯町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (4)           | △                    |              |
|                  |       | 会見町                                       | ×         |  | △                                  | ◎ (2)           | ◎ (一)                |              |
|                  |       | 岸本町                                       | ×         |  | ◎ (保健婦)                            | ◎ (1)           | ◎ (1)                |              |
|                  |       | 日吉津村                                      | ×         |  | △                                  | ○               | △                    |              |
|                  |       | 淀江町                                       | ×         | (スクリーニングの場としてでなく発達確認の場として位置づけ)           | × (同日の3健を利用)                       | ◎ (2)           | ◎ (3)                |              |
|                  |       | 大山町                                       | ○         | 返子市とほぼ同様, 他に虫歯                           | ×                                  | ◎ (3)           | (保健所クリニックへ)          |              |
|                  |       | 名和町                                       | ×         |  | × (2才児相談を利用)                       | ◎ (3)           | (鳥大脳小へ2才児相談へ)(1)     |              |
|                  |       | 中山町                                       | ×         |  | ×                                  | ◎ (1)           | ×                    |              |
| 日南町              | ○     | 乳児期問題のあった児, 運動・精神・言語発達の遅れ, 発育の遅れ, 育児環境の問題 | ◎ (保健婦)   | ◎ (6)                                    | ×                                  |                 |                      |              |
| 日野町              | ○     | 運動・精神・言語発達の遅れ                             | ×         | ◎ (2)                                    | ×                                  |                 |                      |              |
| 江府町              | ○     | 運動・精神・言語発達の遅れ                             | △ (保健婦)   | ◎ (一)                                    | ×                                  |                 |                      |              |
| 溝口町              | ×     | (運動・精神・言語発達の遅れ, 発育の偏り, 母子関係, 疾病等)         | ◎ (保健婦)   | ○ (1)                                    | ×                                  |                 |                      |              |

注1. 「強化方針」は, ◎—1988年度までに実施済み, ○—1989年度から実施(予定), △—今後実施を検討したい, ×—検討する予定もない, 空白—未回答。

2. ( ) 内の人数は, 1988年度の精密健康診査人員。

跡する活動の中で、1・6時点の発達指標を見直すなどの研修を積むことが肝要である。

## （2）精密健康診査の実施

精密健康診査の内、身体面についての精密健康診査に関しては、「1988年度までに実施済み」が32市町村（82.1%）、「1989年度から実施（予定）」が7町村（17.9%）であり、39市町村全てが積極的に対応していた。ところが、精神発達面に関する精密健康診査に関しては、「1988年度までに実施済み」が17市町村（43.6%）、「1989年度から実施（予定）」が2町（5.1%）、「今後実施を検討したい」が6町村（15.4%）であり、一方、「検討する予定もない」が9町村（23.1%）、未回答が5町（12.8%）に上った。

「保健所クリニックへ」「鳥大医学部へ」という回答もみられたように、厚生省の強化策が示される以前から、医療機関との提携が進み、保健所の発達クリニックが二次スクリーニングとして機能してきた鳥取県にあっては、児童相談所と提携しての精神発達精密健診の厚生省方針は関係機関に少なくない戸惑いや葛藤を生んでいる。

しかし、中央（鳥取）・倉吉・米子の3児童相談所および保健所管内で少しずつ異なるものの、何等かの対応が出始めている。中央児童相談所は、保健所側と相談の上、鳥取・郡家保健所の発達クリニックに出向く機会を設け始めている。また、精密健診の依頼にも応じている。ただし、同じ中央児童相談所の管内にあっても、鳥取保健所管内では精密健診機関として児童相談所がほとんど認知されていないのに対して、郡家保健所管内では相応の認知を得始めていることが伺えた。

倉吉児童相談所と倉吉保健所の管内の中部圏域では、「すすすく相談」や「2歳児しつけ相談」などに以前から児童相談所が協力していることもあって、相応の関係を形成していることが伺えた。

米子児童相談所の管内をみると、根雨保健所管内では精密健診機関と認知されてはいなかったが、2歳児健診に協力してきた米子保健所管内では相応の認知を得始めていることが伺えた。

児童相談所としても、何等の人員の増員もない中では、今回の厚生省による強化策は「有難た迷惑」といえるかもしれない。しかし、母子保健事業に関して、保健—医療—福祉—教育関連機関が連携するよい機会であるとも考えられる。行政管轄の違いや過去の縄張り意識を捨てて、今後、連携・協力関係が一層強化されることが期待される。

（以上 渡部）

## 《追記》

- \* 本稿をまとめるにあたり、公務御多忙中にも関わらず実態調査に御協力いただきました鳥取県下の各市町村の1・6健診関係者（特に市町村保健婦）の方々に、心よりお礼申し上げます。
- \*\* 本稿は、3名が共同作業・共同討議の上、分担を明記した部分を執筆した。

## 註

1) 第I～IV報は、以下のとおりである。

- 第I報—渡部昭男, 田丸尚美, 中田幸雄「鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題（I）—市町村レベルでみた母子保健システム—」『鳥取大学教育学部研究報告（教育科学）』第28巻・第2号（1986）。
- 第II報—渡部昭男, 田丸尚美, 中田幸雄「鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題（II）—乳幼児健診・相談の概要—」『鳥取大学教育学部研究報告（教育科学）』第29巻・第1号（1987）。
- 第III報—渡部昭男, 田丸尚美, 中田幸雄「鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題（III）—一要注意児のフォロー・システム—」『鳥取大学教育学部研究報告（教育科学）』第29巻・第2号（1987）。
- 第IV報—渡部昭男, 君和田容子「鳥取県における障害児の早期発見・対応の現状と課題（IV）—保健婦の役割—」『鳥取大学教育学部研究報告（教育科学）』第30巻・第2号（1988）。

- 2) 気高町は1・6健診の事業導入以来ずっと、町内を東西に二分して該当月には2日、年間計8回行っていて、前回報告の4回が誤りであると回答。船岡町は補助金の関係で報告は4回にしているが、実際には以前から乳児健診と合わせて9回実施しているという。八東町も健診の該当者がそんなに多くないので1・6健診と3歳児健診と一緒に年間6回を慣例にしているが、補助金の関係で報告上は4回になっている。1989年度は3歳児健診を独立させ、1・6健診を乳児健診と組み合わせて「1歳6か月に達し、1歳8か月を越えない範囲」でやる予定だとの回答であった。
- 3) 「乳幼児健診・1974・大津方式」で著名な滋賀県大津市では、「10か月-18か月の健診セット」方式を採用しており、1977年の厚生省通知以降も1・6健診は実施しておらず、10か月児健診に続く12か月児観察、18か月児観察(葉書アンケート)として位置づけられている。それは1歳なかごろにみられる乳児期後半から幼児期への発達における階層間の移行を成し遂げる発達の力量が、通常、10か月ごろに発生すると発達科学的な観点から、この新しい発達の力量の発生をみるために10か月児健診を実施し、その経過を12か月と18か月のアンケートで確かめるという「セット健診」の考えからである。そして、乳児期後半から幼児期への発達における階層間の移行の様子は、1・6健診ではなく、2歳児健診において確認するようになっている。(田中昌人・田中杉恵『子どもの発達と診断』②③大月書店(1982, 1984)  
1・6ではなく2歳時点で健診を行う意義としては、①1・6では個人差であるか障害・遅れであるか区別がつきにくい、②2歳児の発達や育児上の問題は、親との共通認識も得やすく、支援もしやすい、③大津市では、障害のほとんどが10か月までに発見され、対応されている、④1・6時点では①との関連から要経過観察児の数が多くなりすぎる、という4点がまとめられている(稲垣裕子・他「大津市における乳幼児健診月齢設定の一考察」『小児保健研究』第45巻第2号(1986))。  
また、神奈川県逗子市においては、1・6健診にセットした形で2歳時の観察(葉書アンケート)が実施されている(松井一郎・朝倉さか江『地域母子保健システム』ぶどう社(1983))。
- 4) 竹下研三「乳幼児の健全な発育と発達を求めて―鳥取県における試行―」『鳥取医学雑誌』第11巻第2号(1983)、高田知英子・他「1歳6か月児健診で有意語の遅れた児の検討―3歳時点での評価―」『鳥取医学雑誌』第11巻第2号(1983)。
- 5) 杉山は1歳6か月時点での発達把握の困難について考察している(杉山登志郎・他「名古屋市緑区における1歳6か月健診の結果と問題点―5年間の統計を中心に―」『発達障害研究』第8巻第1号(1986))。また、太田によれば、経過観察の必要なしとされた児の内「片言をいわない」でチェックされた児が1・6健診受診児2,706名中112名(4.1%)いたという(太田令子・他「東京都N保健所における1歳6か月健診の実践的検討」『心理科学』第3巻第2号(1980))。
- 6) 伊藤英夫・松田景子「1歳6か月児健康診査における自閉症児のスクリーニング・システムの開発」『東京学芸大学特殊教育研究施設報告』第37号(1988)、及び、我々の照会に対する伊藤氏からの送付資料「小金井市1歳6か月児健康診査問診従事者検討会資料(1988年3月)」。
- 7) 瓜生淑子「1歳半健診で自発語の遅れを指摘された子どもの予後について―この時期の『自発語の発達』のチェック基準明確化の観点から―」『京都大学乳幼児保育研究会』第9号(1982)。
- 8) 言語発達の問題は発語面だけで規定することはできない。他の指標とクロスさせて判断することが不可欠である。その内、アンケート項目間の関連については、県内で3歳児健診の結果と比較することにより、運動指標への着目、対人行動・言語理解面の通過率の差が検討されている。高田知英子・他の前掲論文、及び、大原順子・他「1歳6か月児健診で有意語が遅れた児の検討―3歳児健診結果からの検討―」『第31回鳥取県公衆衛生学会』(1988)。
- 9) 田丸敏高・田丸尚美『発達診断の心理学』法政出版(1988)。
- 10) 高田知英子・他の前掲論文。

(1989年8月26日受領)

